

番号	1（1）1		
項目	災害のリスクが高く、予算を大幅に超える建設費、その上、売れない入場券などによる、さらなる多大な市民負担を押し付けようとする、夢洲万博はただちに中止すること。		
（回答） 大阪・関西万博には、約 160 の国・地域が一堂に会し、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマに沿って世界共通の課題に対して各国の価値観による最先端技術等が実証・実装され、それが新たなイノベーションとなり、次の未来社会につながるという大きな開催意義がございます。 博覧会協会は、安全・安心な万博開催を実現するため、会期中に発生する災害に備える防災計画の策定や訓練などをこれまでに実施しております。 本市としても、引き続き、会場建設費や運営費の執行管理を行うとともに、多くの方が安心してご来場いただけるよう、関係機関と連携して万博の円滑で安全・安心な運営に取り組んでまいります。			
担当	万博推進局	総務課	電話：06-6690-7801
	万博推進局	企画課	電話：06-6690-7556
	万博推進局	整備調整課	電話：06-6690-7751

番号	1 (1) 2
項目	メタンガス爆発や熱中症など、命と安全がおびやかされる子どもの万博遠足はただちに中止すること。
(回答) 2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、大阪府教育庁が実施しているものであり、市立小中学校及び義務教育学校については、万博会場の下見を実施するなど、学校単位での参加について検討を進めているところです。 本市教育委員会としましては、大阪府教育庁や関係機関と連携しながら、2025 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業への安全な参加についての情報収集を行うとともに、各校が安全な参加について引き続き検討できるように支援してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	1 (1) 3
項目	夢洲・カジノ（ＩＲ）構想がすすめられている。賃料の不当値下げ、夢洲の土壤汚染対策などに 790 億円以上の市民負担も新たに加わった。刑法で禁じられているカジノ（ギャンブル）は、地域経済を壊し、オンラインカジノをさらに助長し、青少年健全育成を阻害し、ギャンブル依存症（全国 536 万人）の社会問題をさらに深刻化させる。重大なくらし、まちづくり破壊をもたらすものであり、きっぱり断念すること。
（回答） ＩＲは、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのＩＲ立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市魅力・国際競争力の向上を図っていきたいと考えています。 併せて、ギャンブル等依存症は、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、ＩＲ誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざしていきます。 土壤汚染対策や液状化対策等の土地課題への対応については、大阪ＩＲが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。 また、ＩＲ開業に必要なとなる土壤汚染、液状化対策等にかかる本市の負担額は、市会の議決を得て債務負担行為として予算に定めた限度額が上限となります。なお、負担については、土地売却・賃料収入などの事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で行うこととしています。 ＩＲ用地の賃料については、土地の価格を適正に評価する資格のある複数の不動産鑑定業者がそれぞれ自己の責任をもって作成した不動産鑑定評価に基づくものであり、その価格水準は、不動産鑑定士、弁護士、会計士など、第三者の専門家で構成される大阪市不動産評価審議会における審議を経て、妥当と判断されたものです。 今後も引き続き、ギャンブル等依存症などの懸念事項へ万全の対策を講じながら、世界最高水準の成長型ＩＲの実現に向けて取り組んでいきます。	

担当	I R 推進局	推進課	計画グループ	電話：06-6210-9234
	I R 推進局	推進課	調整グループ	電話：06-6210-9235
	大阪港湾局	営業推進室	開発調整課	電話：06-6615-7815
	大阪港湾局	営業推進室	販売促進課	電話：06-6615-7799

番号	1 (2) 4 ①
項目	大和川の河道掘削や堤防強化など、防災対策を強化すること。
(回答) 大和川の河道掘削や堤防強化につきましては、管轄である国において「大和川水系河川整備計画」に基づき計画的に整備が進められています。 東住吉区としましても、関係機関と連携し、引き続き大和川の防災対策に取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909

番号	1 (2) 4 ②
項目	東日本大震災の教訓、能登半島の地震や、台風被害などをふまえ、安全、安心の防災計画をつくり、区民に知らせること。また、河川氾濫や津波対策に役立つ海拔表示を主な構造物に設置すること。
(回答) 大阪市では、国や大阪府の動向等を踏まえ、災害対策の実効性をより高めるために「大阪市地域防災計画」を修正し、地域防災対策に取り組んでいるところです。 東住吉区においても、「大阪市地域防災計画」の修正等を踏まえ、「東住吉区地域防災計画」の改定に取り組んでおり、改定後は速やかにホームページで公表するなど周知を図ってまいります。 また、河川氾濫については、区広報紙などでしこに啓発記事を掲載するとともに、水害ハザードマップと防災マップの配布や区ホームページへの掲載等を実施し、海拔表示に代えて、水害時避難ビルの所在や浸水想定等といった区民の皆さんに対策に役立つ情報の周知を行っています。 今後とも、地域防災力の強化や区民の皆さんの防災意識の向上に努めてまいります。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909

番号	1 (2) 4 ③
項目	わかりやすい防災地図の掲示と防災の出前講座を充実すること。
(回答) 東住吉区では、区内の避難場所・避難所を掲載した「東住吉区防災マップ」の配布や区ホームページへの掲載等で周知を行うとともに、一時避難場所として指定している公園に、最寄りの災害時避難所を案内する看板を設置するなど、避難場所・避難所のわかりやすい周知に努めております。 また、防災の出前講座につきましても、町会等の一定の団体からの要望に応じて調整のうえ、地域の会館等において講座を実施しており、各地域で行われる防災訓練においても防災に関する様々な情報を周知しております。 今後とも、より効果的な防災啓発を行い、区民の皆さんの防災意識の向上に努めてまいります。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909

番号	1 (2) 4 ④
項目	地域コミュニティ強化も含めた区職員の各小学校区ごとの増員を抜本的に行う。
(回答) 当区においては、区民がまちに愛着と関心を持ち、地域課題の解決に取り組む「みんながつながるまちづくり」を推進するため、区民相互が交流と助け合いや地域の自主的なまちづくり活動への支援に取り組んでいます。 区役所職員を含む市長部局の職員数については、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」の取組期間中においては、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しないこととしているものの、事務の集約化等を通じた効率化により、新たなマンパワーを創出し、行政ニーズに対応できる体制の構築を図っていくこととしています。 区役所職員の配置につきましては同プランのもと、区役所全体の人員マネジメントを適切に行いながら、行政ニーズに応じた適正な職員配置を行っております。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	1 (2) 4 ⑤
項目	避難行動要支援者の個別支援プランの徹底など、実効ある避難計画を講じるため、地域任せにせず、区が専門職員を配置すること。
(回答) 大阪市として、災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者に対して支援が必要であることは認識しており、当区においても「大阪市地域防災計画」及び「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者などの要配慮者の避難支援等の取組を進めています。大規模災害が発生した場合、公助による支援等が難しく、地域における避難行動要支援者の避難支援等の取組はもっぱら自主防災組織等によらざるを得ない状況となることが予想されることから、共助による取組が非常に重要と考えており、地域の自主防災組織と連携しながら、安否確認や避難支援等を実施することとしています。 なお、令和6年度より個別避難計画作成に係る会計年度職員を配置しており、限られた人員のなかではありますが、効果的な業務を執行するとともに、今後も自主防災組織の体制が充実し、避難行動要支援者の避難支援等の活動が適切かつ円滑に実施できるよう、地域における普段からのつながりづくりを促進する取組や学習会・防災訓練等の支援などに引き続き努めてまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909

番号	1 (2) 4 ⑥
項目	3密をさけるなどの避難体制の見直し、対策強化を早急に行うこと。
(回答) 大阪市では「避難所開設・運営ガイドライン」を策定し、東住吉区においても、当該ガイドラインに基づき、感染症対策を含む各避難所の実情に応じた避難所開設・運営の手順書の作成、区民向け周知資料の作成、必要物品の確保など、様々な対策に取り組んでいるところです。 避難所開設・運営の手順書については、自主防災組織とも共有を図り、避難所開設・運営時の理解や協力を求めています。 また、区民向け周知については、ホームページや広報紙に掲載するとともに防災訓練時等において啓発活動を実施するなど広く周知を図っております。 今後とも、引き続き、適切な避難所運営ができるよう取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909

番号	1 (2) 4 ⑦
項目	地域の重要な防災拠点となり地域コミュニティの中心となる<u>区内の小学校の統廃合（対象・・・矢田東小、矢田北小、湯里小）を断念し、少人数学級による行き届いた教育を推進する。また、<u>中学校の統廃合（対象、矢田西中、矢田中、やたなか小中一貫校）も同趣旨から行わないこと。</u></u>
(回答) 大阪市では、小学校の配置や規模の適正化については、平成26年3月に「学校配置の適正化の推進のための指針」を策定し、取り組みを進めてきたところですが、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」を改正施行し、あわせて「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」を制定しました。また、条例等の規定を反映し、指針を改正しています。 これにより、学校配置の適正化に向けた進め方として、区担当教育次長が学校再編整備計画案を作成し、教育委員会は計画案を教育委員会会議に諮ったうえで計画を策定することとなりました。 また、同様の趣旨から中学校の配置や規模の適正化についても、令和7年4月に条例、規則及び指針を改正施行したところです。 以上のようなルールのもと、保護者・地域のみなさんへの丁寧な説明とご意見の聴取をもとに検討してまいります。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9923

番号	1 (2) 4 ⑧
項目	障がい者、高齢者等については、災害時の各人の福祉避難所をあらかじめ、周知徹底しておくこと。
(回答) 福祉避難所として指定している施設については、区ホームページで周知しています。ただし、福祉避難所については、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができた後に開設することになるため、福祉避難所への受け入れが必要と思われる要援護者についても、災害発生直後は小学校等の災害時避難所に避難してもらうこととなります。 まずは、災害時避難所内に設営される福祉避難室を活用しながら、福祉避難所の受け入れ状況に応じ、要援護者が避難できるよう取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909

番号	1 (2) 4 ⑨
項目	計画を前倒しにして小学校の体育館のエアコン設置をただちにすすめること。
(回答) 猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全 127 市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。 なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しているところです。	
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画） 電話：06-6208-7378

番号	1 (2) 4 ⑨
項目	計画を前倒しにして小学校の体育館のエアコン設置をただちにすすめること。
(回答) 小学校の体育館の空調については、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備PFI(※)事業支援業務委託」を契約しており、大阪市立の全小学校体育館への空調設置に向けた事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決めていく業務を進めています。 また、令和6年12月より、本市ホームページ上において、本事業の入札に向けた情報を公開しております。 (※) PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。 民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	1 (2) 4 ⑩
項目	スフィア基準（国際基準）にもとづいた避難体制の抜本的強化。避難所でのパーソナルスペースの確保や性被害対策の強化、女性やマイノリティの方などすべての人の人権が守られる体制を。
(回答) 本市ではスフィア基準等を参考に避難所生活の質の向上に向けて、避難所の整備や備蓄物資の拡充に努めています。 また、「避難所開設・運営ガイドライン」には、避難者居室のほか、更衣室、授乳室、乳幼児室等の女性専用スペースの設置や女性用トイレを多めに設置すること、必要に応じた夜間照明の設置や女性専用スペースが死角にならない配置をするなど安全性を確保すること、男女のニーズの違いや LGBT などの性的マイノリティーの方への対応に配慮した避難所の運営が行えるよう避難所運営には女性をはじめ多様なメンバーを含めることを定め、周知を図っているところです。	
担当	危機管理室 危機管理課（減災対策） 電話：06-6208-7389 危機管理室 危機管理課（防災企画） 電話：06-6208-7378

番号	1 (2) 4 ⑩
項目	スフィア基準（国際基準）にもとづいた避難体制の抜本的強化。避難所でのパーソナルスペースの確保や性被害対策の強化、女性やマイノリティの方などすべての人の人権が守られる体制を。
（回答） 大阪市では「避難所開設・運営ガイドライン」を策定しており、東住吉区においても、当該ガイドラインに基づき、ルールやスペースの設定、女性等の視点を取り入れた避難所開設・運営体制の確立のため、各避難所の実情に応じた避難所開設・運営の手順書の作成、区民向け周知資料の作成、必要物品の確保など、様々な対策に取り組んでいるところです。 避難所開設・運営の手順書については、自主防災組織とも共有を図り、避難所開設・運営時の理解や協力を求めています。 また、区民向け周知については、ホームページや広報紙に掲載するとともに防災訓練時等において啓発活動を実施するなど広く周知を図っております。 今後とも、引き続き、適切な避難所運営ができるよう取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909

番号	1 (2) 5
項目	局地的豪雨（ゲリラ豪雨）に備えた浸水対策をさらにすすめる。
(回答) 大阪市では、気候変動による将来の降雨量増加に対して、新たな浸水対策計画を策定し、ポンプ場の建設や大規模な下水道幹線の整備など、引き続き重点施策として取り組みます。近年の局地的大雨により浸水被害が発生した地区に対しては、地域の特性に応じた局地的な浸水対策として、ますの増設や枝線管渠のネットワーク化などの「ハード対策」を図っています。 また、「ソフト対策」として、市民の皆様と協力して浸水被害を軽減させることを目的とした自助・共助の取り組みも重要であると考えており、水害ハザードマップの全戸配布や、雨水の家屋浸入を防ぐ「土のう」の貸し出し、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンク設置費の助成など併せて実施しています。 今後も、市民の安心安全を守るために、効率的・効果的な浸水対策を進めてまいります。	
担当	建設局 下水道部 調整課 事業計画担当 電話：06-6615-7594

番号	1 (2) 6
項目	自動車道路などで命にかかわる、うすくなったり、消えている白線をきれいに引き直すこと。歩道の自転車ゾーンを明瞭にすること。デコボコの道を整備すること。
(回答) 本市では市民のみなさまが道路を安全・安心に通行していただけますよう、令和6年度末までに幹線道路の劣化している区画線の補修が完了し、引き続き令和8年度末までに生活道路の消えている区画線の補修完了をめざして、取り組みを進めております。 なお、横断歩道などの交通の規制及び指示に関するものは道路標示といい、公安委員会が所管しておりますので、情報共有を行うなど連携して引き続き取り組んでまいります。 道路交通法では普通自転車歩道通行可の規制標識が設置されている区間では、普通自転車は歩道の車道寄りを歩行者に注意し徐行することができるとされています。歩道の自転車ゾーン（赤茶色部分）は、歩道における普通自転車の通行位置を明示する目的で着色しているものであり、その色が薄くなっているところにつきましては、舗装が傷んでいる箇所の舗装補修工事に併せ復旧することとしており、道路の状況に応じて、交通管理者等と連携を図りながら、歩道上の歩行者の安全確保を前提に、自転車利用者にとってわかりやすく安全な走行空間となるよう適切に維持管理してまいります。 なお、本市の自転車通行環境整備は、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、大阪市内の周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する環境整備を令和6年度に整備完了しており、この自転車通行環境が整備された路線においては、歩道内の赤茶色部分は復旧しないこととしています。 また、歩行者・自転車・自動車の通行空間を物理的に分離するには、十分な道路幅員が必要となることから、道路幅員に余裕のある路線や、道路の交通容量に余裕があり車線数の減少可能な路線に限られますが、可能な範囲で自転車道や自転車専用通行帯での整備を検討してまいります。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話：06-6615-6801 建設局 道路河川部（交通安全施策担当） 電話：06-6615-7699 建設局 南部方面管理事務所 平野工営所 電話：06-6705-0102

番号	1 (2) 7
項目	<u>空家対策を抜本的にすすめること。(老朽化危険家屋対策とゴミ対策や空家活用対策)</u>
(回答) 平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)が全部施行(令和 5 年 12 月一部改正)され、空家法の対象となるものについては、区役所を拠点として空家法に基づく指導等を行っています。 また、空家法の対象とならない住家の老朽危険家屋については、建築基準法に基づき、維持管理義務のある所有者や管理者に対し、必要な措置を講じるよう指導等を行っています。 引き続き、区役所と関係局が連携を図りながら、所有者や管理者への指導等を行っています。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9917 計画調整局 建築指導部 監察課 電話：06-6208-9316

番号	1 (2) 7
項目	空家対策を抜本的にすすめること。(老朽化危険家屋対策と <u>ゴミ対策</u> や空家活用対策)
(回答) 本市では、令和3年4月に策定した「大阪市空家等対策計画(第2期)」に基づき、空家等対策に取り組んでいます。ゴミ対策についても、この計画に則って対応してまいります。 (下線部について回答)	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3226

番号	1 (2) 7
項目	<u>空家対策を抜本的にすすめること。</u> （老朽化危険家屋対策とゴミ対策や <u>空家活用対策</u> ）
（回答） 平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）が全部施行され、空家法の対象となるものについては、区役所を拠点として空家法に基づく指導等を行っています。 また、空家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進するため、住宅の性能向上に資する改修や地域まちづくりに資する用途への改修に要する費用に対する補助を実施しています。 空家対策については、引き続き区役所と関係局が連携を図りながら、所有者や管理者への指導等を行ってまいります。 （下線部について回答）	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9917

番号	1、(2) 8
項目	カラスが収集日に出されたゴミをあさり道路に散乱するので、希望者にボックス型ネットを大阪市として、無償で提供すること。
(回答) 本市では、原則、各戸軒下収集（それぞれのお宅の前にごみを排出いただく方法）を実施しており、からすネット（防鳥ネット）を使用する場合は、各家庭で購入いただいております。 本市が収集するごみの持ち出し場所（一か所に概ね5世帯以上で排出いただいている場合）には、代表者の方からすネットを無償で貸与しています。 また、からすネットについては、ネットの隙間からからすがごみを引き出し、荒らされてしまうこともありますので、ごみ全体を巻き込むようにネットをかけるなどしてご使用いただくようホームページなどを通じて市民の皆様をお願いしています。	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3226

番号	1 (3) 10
項目	今川を汚しているヘドロを完全に撤去すること。 今川公園や緑道などの樹木を豊かに保全し、今川を大阪市の代表する水と緑と生き物の「市民のいこいの場」にすること。
(回答) 今川では、年2回程度の定期的な河道内清掃を行っており、良好な河川環境を維持していくための対策を今後も実施いたします。 今川公園や緑道などの樹木管理につきましては、低木は年1回刈込を行っており、高木は、2～3年に1回の定期的な剪定や要望に応じた管理を行っております。 今後も緑豊かな環境を維持していくため、健全で活力ある樹木の保全育成を進めてまいります。	
担当	建設局 道路河川部 河川課 電話：06-6615-6833 建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	1 (3) 1 1
項目	駒川の水をきれいにする事。
(回答) 駒川につきましては、平野下水処理場より排出される高度処理水を浄化用水として駒川へ流すことで河川の浄化をはかっております。また、年に数回、河川内の除草作業やごみ清掃を実施しております。	
担当	建設局 道路河川部 河川課 電話：06-6615-6833

番号	1 (3) 1 2 ①
項目	緑被率を高めること。大阪市の緑被率の現状を示すこと。
(回答) 本市では、平成 25 年度に策定した「新・大阪市緑の基本計画」において、達成指標の一つとして「緑被率」を設定し、現状維持もしくはそれ以上を達成できるよう努めることとしております。これに基づき、樹木・樹林に加え、芝生地や屋上などの様々な空間での緑被面も含めた、多様なみどりを確保する取組を進めております。 緑被率の数値について、令和 6 年度末時点で 10.7%となっております。	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600

番号	1 (3) 1 2 ②
項目	大阪市の 2025 年度に作成する「緑の基本計画」を抜本的に見直し、緑被率（10.4%以上）を当面 15%以上に早急に引き上げること。
(回答) これまで、本市では公園や街路などの公共空間の緑化や民有地の緑化の推進に努めてきましたが、すでに市内全域が市街化されている状況をふまえ、今ある緑の維持に努めながら多様な手法で新たな緑を確保していくことで、平成 25 年度に策定した「新・大阪市緑の基本計画」における緑被率の目標設定を、現状もしくはそれ以上となるよう努めていくこととしております。 なお、令和 7 年度中の改定を予定しております「大阪市みどりの基本計画<2026>」では、令和 6 年度末の緑被率である 10.7%を基準値とし、令和 17 年度末の目標値を現状以上とする予定です。目標値設定の考え方として、審議会において市域の緑被を「既存の街路樹・公園樹」、「新たな都市公園」、「民間緑地」の 3 種類に分類し、それぞれの緑において見込まれる緑被の増加について検討した結果、数値目標として設定するほどの大きな増加を見込むことは難しいことから、目標値は「現状以上」と設定しています。	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600

番号	1 (3) 1 2 ③
項目	この数年街路樹の伐採が酷すぎる。 A、昨年の大阪市と東住吉区の伐採数と植樹数を示すこと。 B、「街路樹憲章」を制定し、街路樹は市民共有の財産の位置づけをすること。 C、街路樹の価値を公開、市民参加をはかること。 D、街路樹の行政目標を高く設定し、人員と予算を引き上げること。 E、マニュアルに基づいて丁寧な選定を優先し、伐採は真にやむをえない事由に限ること。
	(回答) A 令和5年度の大阪市の街路樹の撤去本数は、高木（中木含む）が約 2,300 本、低木が約 46,100 本、植栽本数は、高木（中木含む）が約 640 本、低木が約 84,100 本です。 東住吉区の街路樹の撤去本数は、高木（中木含む）が 217 本、低木が 262 本、植栽本数は、高木（中木含む）が 8 本、低木が 2,743 本です。 B、D、E 本市のように、既に市内全域が高密度に市街化されている状況において、倒木や枝折れなどが発生した場合、交通障害や利用者への人的被害に直結するなど、市民生活への影響が非常に大きいと考えています。 そこで本市では、安全対策事業として、市民の安全・安心に影響を与える街路樹を対象に、集中的に撤去・植替えを実施してまいりました。なお、街路樹の安全対策事業は、令和6年度に事業が完了しております。 今後は、景観の向上や緑陰形成による快適性の向上等、街路樹をはじめとした樹木のもつ機能・効用を最大限発揮できるよう、街路樹・公園樹マネジメント戦略を策定し、中長期的な視点で、樹木の生育環境や定期的な点検・健全度調査等のデータに基づいた計画的な維持管理を進めていくことで、健全で活力ある樹木の保全育成を進めてまいります。 C 令和6年度からは、街路樹などの都市のみどりが持つ魅力を市民の皆様に実感していただくことを目指し、ポータルサイトやSNSを活用した、公園緑化事業などに関するわかりやすい情報発信に取り組んでおります。また、令和7年4月からは、御堂筋のイチョウ1本1本のもつ機能や価値を算定し、可視化する取り組みを試行的に開始しております。 今後も、市民の皆様からの花や緑に関する情報やご意見も共有できるよう取り組んでいくこととしております。
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	1（3）13		
項目	公園を増やすこと。 子どもたちがボール遊びができる公園（各中学校区1カ所）をつくること。		
（回答） 本市の都市公園では、公園の新設や再整備の際には、多くの皆様に利用していただくために、ボール遊びができる広場や子ども向けの遊具広場など様々な施設の整備を進めております。 しかしながら、現時点で東住吉区内において新たにボール遊びを主目的とした広場等の整備を予定している公園はございません。 また、公園におけるボール遊び自体を一律禁止しているのではなく、公園利用者間の相互理解のもとで、他の利用者に危害の及ばない範囲のボール遊びについては可能としております。			
担当	建設局	公園緑化部	公園課
	建設局	公園緑化部	調整課（企画運営担当）
			電話：06-6615-6864
			電話：06-6615-6759

番号	1 (3) 14
項目	児童遊園補助を元に戻すこと。
(回答) 本市の補助金等については、平成 24 年に策定した市政改革プランにおいて、有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないか、などの観点から、原則として補助率は補助対象経費の 2 分の 1 を上限とするなどの見直しを進めてきました。 児童遊園に関する補助金についても、これらの考え方に沿って見直しを図ってきたところであり、その施設の管理運営や遊具等の補修に対して一定の条件のもと補助金を交付しています。また、行政の役割として、要望があった場合には施設の点検方法等を安全講習会で周知するなど、市民と行政の適切な役割分担のもと支援を行っております。	
担当	建設局 公園緑化部 調整課（企画運営担当） 電話：06-6615-6759

番号	1 (3) 15
項目	山坂公園（西側）を大阪市として存続すること。公園のトイレを早急に改善すること。
(回答) 山坂公園の西側部分は、都市公園として管理しており、現在、廃止の予定はありません。 公園のトイレの整備については、多額の費用を要することから、必要性や優先順位等を十分に精査した上で、効率的・効果的に進めていく必要があります。そのため、現在は、遠方からも多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、美装化と洋式化とを合わせた改修を優先的に進めていく必要があると考えており、現時点で山坂公園において、公園のトイレの改修を行う予定はございません。施設の老朽化や不具合状況に応じて修繕等を行うことにより、引き続き維持していきます。	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6704 建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6864

番号	1 (3) 1 6
項目	桑津東公園の時計の改修を行うこと。
(回答) 桑津東公園の時計につきましては、老朽化が進んでいることから（平成6年設置）更新へ向けて検討してまいります。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	1 (3) 17 ①
項目	子どもが利用しやすいトイレや、洋式トイレを大幅に増設すること。
(回答) 現在、長居公園内の全てのトイレ（12か所）には「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、洋式便器のある多目的トイレを設置しております。 さらに、昨年度には5か所のトイレについて、洋式化および美装化が完了しております。 また、子ども用サイズの小便器を10か所設置しておりますので、これらをご利用頂きますようお願いいたします。	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6864

番号	1 (3) 17 ②
項目	<u>広域避難場所として適切な整備をすすめること。</u> デコボコのところの修理、周回道路の歩道部分の路面を整備すること。
(回答) 広域避難場所は、大規模火災が発生し延焼拡大した場合に、生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として確保しており、広大な空間を有する大規模な公園等を指定しています。 長居公園につきましても、広域避難場所として必要な規模を有しており、周辺地域から火災が延焼する恐れが少ないため、広域避難場所としての機能は備わっていると考えています。 (下線部について回答)	
担当	危機管理室 危機管理課（防災計画） 電話：06-6208-7384

番号	1 (3) 17 ②		
項目	広域避難場所として適切な整備をすすめること。 <u>デコボコのところの修理、周回道路の歩道部分の路面を整備すること。</u>		
(回答) 長居公園内の舗装につきましては、市民の皆様が安心して通行できるよう、指定管理事業者が舗装の状態を点検するとともに、必要に応じ補修などを行っております。 (下線部について回答)			
担当	建設局	公園緑化部	公園課
	建設局	公園緑化部	調整課 (公園活性化担当)
			電話：06-6615-6864
			電話：06-6615-6759

番号	1（3）17 ③		
項目	北東入口に高齢者等が入場しやすくするため、人員を配置すること。		
（回答） 長居植物園北東ゲートについては利便性向上のため、自動改札を導入しており、現在のところ有人出入口として取り扱いをする予定はございません。			
担当	建設局	公園緑化部	調整課（公園活性化担当） 電話：06-6615-6759
	建設局	公園緑化部	緑化課 電話：06-6615-6891

番号	1 (3) 17 ④
項目	園にホタルの生育環境をつくること。水と植物園前の霧発生装置を作動すること。
(回答) ホタルは、餌となるカワニナなどの巻貝が豊富で、水量や水質が長期間安定した環境で生育します。 現在、長居植物園の池にはカワニナが生息しておらず、カワニナを放ったとしても、天敵である鳥類に食べられてしまう環境にあります。また、長居植物園の池の水量や水質は雨水の量に大きく左右されることや、ホタルの成長過程で必要となる中州や岸といった生育場所がないことから、長居植物園内でホタルの生育環境をつくることは難しい状況です。 長居公園における噴水等の水景施設全9箇所のうち、5箇所の水景施設は現在稼働しており、植物園前の霧発生装置を含む4箇所の水景施設は立地性・経済性の観点から再精査した結果、水景施設ではなく、他の施設への再整備を予定しております。	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891 建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6864

番号	1 (3) 17 ⑤
項目	「屋外プール」横の「危険物収納家屋」の可否を含めて利用者の安全安心を確保すること。
(回答) 本市では公園の維持管理作業に伴い危険物倉庫を設置しており、大阪市火災予防条例第60条第1項の規定により、東住吉消防署に少量危険物の届出をしています。また、定期的に消防署による立入検査も実施しており、火災予防上適切な対応を行っています。 今後も危険物に対する法令適合の確認・消火設備の点検など危険物倉庫の安全管理に努めてまいります。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	1（3）17 ⑥		
項目	公園の整備にあたっては、住民の要望を十分に反映すること。 長居公園のリニューアル工事などについて、幅広くていねいな住民説明会を開くこと。		
（回答） 長居公園では、指定管理事業者が運営にあたって周辺の地域住民の方にも参加していただくための場としてパークプラットフォームを形成し、地域の皆様が安心、快適に楽しくご利用いただける管理運営に努めております。 また、リニューアル工事等を進めるにあたりましても、別途、周辺住民の方への説明を、適宜実施させていただいております。			
担当	建設局	公園緑化部	公園課
	建設局	公園緑化部	調整課（公園活性化担当）
			電話：06-6615-6864
			電話：06-6615-6723

番号	1 (3) 18 ①、②、③
項目	①「みどり豊かな、世界に誇れるグリーンベルト地帯」実現のため、区役所としても積極的に対応すること。 ②緑地、駅前広場、歩道、自転車及び車道の整備スケジュールの進行状況、計画も含めて、具体的に示すこと。地域住民の声を十分に聞く説明会を開くこと。 ③また完成までの暫定利用を、積極的に地域住民の意向を聞き提供すること。
(回答) 天王寺大和川線については、平成 25 年 3 月に基本的な方向性を示した整備イメージである「地域協働でまとめた天王寺大和川線の基本計画検討案～『風かおる“みち”』の実現をめざして～」(以下「基本計画検討案」という。)をとりまとめ公表しております。 その後、この「基本計画検討案」をもとに、交通管理者等の関係機関との協議を進め、平成 27 年度に緑地、駅前広場、歩道、自転車道及び車道の整備形態について、「基本設計」として取りまとめました。また、今後の整備スケジュールについては、限られた財政状況の中、まずは人々が集う駅周辺部から順次整備を進め、その後、駅間部分を整備していくこととしました。 この「基本設計」の内容と今後の整備スケジュールなどについて、広く市民の方に周知することを目的に、平成 28 年 8 月 25 日に東住吉区民ホール、29 日に住吉区民センター、31 日に阿倍野区民センターで事業説明会を開催しました。この事業説明会の開催にあたりましては、区も事業を主管する建設局と連携し、本市や区の HP だけでなく、区広報誌に掲載するなど、多くの区民の方への周知に努めてまいりました。 この事業説明会では、参加された皆様から整備内容に対して様々な意見をいただいております。 東住吉区におきましては、鶴ヶ丘駅周辺及び南田辺駅周辺の整備方針について、地域からのさまざまな意見があるなかで、合意形成に時間を要しておりましたが、鶴ヶ丘駅周辺については令和 7 年度から整備に着手します。南田辺駅周辺については現時点においても整備方針が確定できていない状況にあります。現在、本市において整備について、改めて検討を進めており、これまでの地元からの意見等をふまえつつ、本市が主体となって整備案を取りまとめ、地元へ整備案を提示し、早期の整備をめざしてまいります。 また、本路線の全区間の整備完了までには相当な時間が必要となっておりますので、当面、工事に着手しない区間での暫定利用について、これまでの活用事例や地域の意見もふまえつつ、良好な空間の創出や、地域の賑わい創出など、地域の活性化に資するよう有効活用を図ってまいります。	
担当	建設局 道路河川部 街路課 電話：06-6615-6755 建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600

番号	1 (3) 19 ①、②、③、④
項目	① 4 車線全面開通はいつか。 ② 自動車道の増加に伴う大気汚染や安全、騒音、緑化状況、信号機などについて地域住民の声を聞く「説明会」を開くこと。 ③ 街路樹植栽などの、緑化対策を早急にはかること。 ④ この路線の開通に伴い、東住吉区全体の車の走行状況はどうなっているのか、主な区内各路線の交通量を示すこと。
(回答) 豊里矢田線は東淀川区豊新 2 丁目を起点とし、東住吉区矢田 7 丁目を終点とする延長約 17km、標準幅員 25m の都市計画道路として昭和 21 年 5 月 22 日に都市計画決定しました。このうち生野区林寺 1 丁目から東住吉区北田辺 4 丁目までの延長約 1.5km、標準幅員 25m の区間については、概成済み（2 車線通行）となっており、今後 4 車線での全面開放に向けて進めてまいります。 整備内容については、歩道を設置し歩車分離を図ることで、安全で快適な歩行空間を確保するとともに、交通管理者と協議のうえ信号機設置や横断防止柵の設置などにより安全を確保しております。また、街路の緑化につきましては、景観向上や環境保全などを目的に歩道部分に植樹帯を整備しております。 上述の区間のうち林寺 2 交差点から桑津 2 交差点については、全面開放（4 車線通行）に先立ち、地域の方々へのご説明や周知を行うとともに、本市ホームページでも市民の皆様に広く周知しました。 暫定供用している北田辺 2 丁目から北田辺 4 丁目までの区間につきましては、現在各企業体の入線・抜柱作業を進めているところであり、その後速やかに全面開放（4 車線通行）に向けた道路工事を進めてまいります。また、全面開放（4 車線通行）を行う際にも林寺 2 交差点から桑津 2 交差点の区間と同様に、市民の皆様に広く周知してまいります。 なお、交通量の増減につきましては、開通後の交通量調査を行う必要があることから、今後、定期に行われている全国調査にあわせた実施を進めてまいります。	
担当	建設局 道路河川部 街路課 電話：06-6615-6755

番号	1 (3) 20 ②
項目	大気汚染状況の変化について明らかにすること。
(回答) 大阪市では大気汚染防止法に基づき道路沿道の大気環境を監視するために、交差点等に自動車排出ガス測定局を設置しており、百済貨物駅の近辺では杭全町交差点と同駅から今里筋を北上した今里交差点に設置しております。 これらの測定局における大気汚染物質の二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果について、同駅の機能移転前後を比較したところ、ほとんど変化は見られておりません。また、令和5年度の NO₂ および SPM の測定結果は、環境基準よりも厳しい基準として定めた大阪市独自の環境保全目標を達成しております。 今後、測定局の測定結果により変化が認められた場合は、その原因を検討することとします。	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 電話：06-6615-7943

番号	1 (3) 2 1
項目	旧阪和貨物線の跡地利用は、沿線住民の要望も聞いて、大和川と一体となったみどりの遊歩道などにすること。
(回答) 阪和貨物線跡地については、先行的に活用が可能な箇所を大和川の堤防強化や道路交差部の改良といった地域のまちづくりに活用してまいりました。 他の区間についても、公共利用が見込める箇所で道路や公園等を整備するなど、地域の利便性の向上、活性化につながるよう取り組んでまいります。	
担当	計画調整局 計画部都市計画課 幹線道路担当 電話：06-6208-7871 建設局 企画部 企画課 電話：06-6615-6573

番号	1 (3) 2 2
項目	矢田南部地域での整備計画については、「まちづくりビジョン」のコンセプト「にぎわいゾーン」と「憩いとうるおい・スポーツのゾーン」にもとづいて、区民・住民の要望にそって、土地活用を行うこと。 騒音、振動など環境破壊等の住民の利益をそこなうことのないようにチェックすること。
(回答) 矢田南部地域については、区民の皆さまのご意見をいただきながら策定した「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」に掲げるまちづくりを実現する開発事業者を公募により選定したところです。 なお、開発にあたっては、周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら開発事業者において取り組まれることとなりますが、当区としましても、開発条件の遵守等必要な確認を行ってまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9976

番号	1 (3) 2 3
項目	都市農業の保全、振興を図ること。
(回答) 本市では、大阪市都市農業振興基本計画を策定し、新鮮な市内産農産物の供給とともに、都市農業の有する農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の大都市にふさわしい機能を的確に発揮することにより、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成に取り組んでおります。	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（農業担当） 電話：06-6615-3751

番号	1 (3) 2 4
項目	電線の地中化を推進すること。区内の進捗状況と計画を示すこと。
(回答) 本市では、平成 28 年に「無電柱化の推進に関する法律」が施行されたのを受け、令和元年に「大阪市無電柱化推進計画」を策定し、「都市防災機能の向上」「都市魅力の向上」「歩行者空間の安全・快適性の向上」の 3 つの基本方針のもと、無電柱化を推進していくこととしております。 この基本方針に基づき、令和 2 年に「大阪市無電柱化整備計画」を策定し、令和 10 年度までに整備すべき路線として緊急交通路等の無電柱化の整備を進めておりますが、東住吉区においては、整備計画で位置付けている路線はございません。 進捗状況についてですが、市内の幹線道路（直轄国道含む）全体延長 844 km のうち、令和 7 年 3 月末時点の無電柱化整備延長は 284 km となっており、進捗率は 34% となっております。 なお、東住吉区において、電線共同溝の整備済み延長は約 5.2 km となっております。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 電話：06-6615-6787

番号	1 (3) 2 5
項目	原発ゼロ社会実現のため、イニシアチブを発揮し、関電等に強力に働きかけるとともに、自然再生エネルギー拡大に努め、太陽光発電助成を増やすこと。
(回答) 本市では、関西電力株式会社の株主として、同社の定時株主総会において、「ゼロカーボン社会の実現への貢献」などを求める株主提案を平成 24 年度第 88 回から毎年度行っております。 また、本市は市有施設等への再生可能エネルギーの導入を積極的に進めており、令和 5 年度末時点で、太陽光発電は 263 か所、小水力発電は 3 か所、廃棄物発電は 6 か所、下水消化ガス発電は 6 か所に導入しています。これらの取組の中には、民間事業者と連携して進めているものもあり、太陽光発電事業を行う事業者により市有地等を貸し出し、事業者が発電事業を実施する事業として、平成 25 年 11 月から夢洲において大規模太陽光発電（メガソーラー）事業を実施し、平成 26 年 5 月からは咲洲においてもメガソーラー事業を実施しています。また、平成 29 年度からは、市立の小中学校の校舎等の屋上を活用し事業者が太陽光パネルを設置して発電を行う屋根貸し事業を実施しており、令和 2 年度までに 181 校への太陽光発電設備の設置を完了しています。 さらに、本市では大阪府と共同で、平成 25 年 4 月 1 日から「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置し、太陽光パネル設置普及啓発や市民からの省エネ対策の相談へのアドバイスのほか、民間施設の屋根・遊休地と太陽光発電事業者のマッチングを行うなど、再生可能エネルギーの普及促進に努めています。また、同センターでは、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大を図るため、府内全域から購入希望者を募り、設置をサポートする、「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」を令和 2 年度から実施しています。 今後も引き続き、原発依存からの脱却や再生可能エネルギーの普及に向けた取り組み等を推進してまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483

番号	1 (3) 2 6
項目	実効ある持続可能な社会目標（SDGs）（17 の目標）達成のために、東住吉区として具体的方策と取り組み状況を明らかにすること。
（回答） 本市では、令和 6 年 3 月に SDGs が掲げる「誰一人取り残さない持続可能な世界の実現」という理念を盛り込んだ「大阪市未来都市創生総合戦略」を策定し、「経済」・「社会」・「環境」の 3 側面から取組を積極的に推進しながら、SDGs の達成に貢献することとしています。 各区においては、広く市民や企業が SDGs を理解し、「わがこと」として実践している状態をめざす「区民わがこと SDGs」の推進に取り組んでおり、区の特性・実情と親和性の高い SDGs ゴールに焦点を当てた普及・啓発に取り組むこととしています。 東住吉区は、閑静な住宅地を中心とする地域であり、子育て世代から高齢者まで、あらゆる世代が日々の暮らしの中で「健康」や「福祉」と関わっていることから身近で実感しやすく、当区がめざす「みんなが健康で安心して暮らせるまちづくり」と高い親和性がある SDGs ゴールとして「3. すべての人に健康と福祉を」を選定しました。この SDGs ゴールについては、区広報紙やホームページ等に掲載し、区民の皆様へ周知するとともに、関連イベント等で、SDGs ゴールとの関連について説明・啓発を行うなど引き続き取組を進めてまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9906

番号	1 (3) 27
項目	発がん性の危険性などのある有機フッ素化合物（PFAS）についての現状報告と抜本的な対策を行うこと。 （回答） 有機フッ素化合物（PFAS）の中でも幅広い用途で使用されてきた PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、令和2年5月に国において水質汚濁に係る要監視項目に指定されたことから、大阪市では、令和3年度より市域における PFOS 及び PFOA の調査を実施しています。最新の調査結果は、河川は令和5年度であり、測定地点 22 地点中 1 地点を除き、国が定める暫定的な目標値である 50ng/L を下回っておりました。また、地下水の最新の調査結果は令和6年度であり、調査した 17 地点のうち 12 地点で暫定的な目標値を超過したことが確認されたため、井戸所有者及び周辺の井戸所有者に対し、井戸水を飲用しないよう周知を行っています。市域における PFOS 及び PFOA の環境中の状況については、引き続き調査を行い、その把握に努めていきます。 また、地下水については、有機フッ素化合物（PFAS）のみならず細菌や有害物質によって汚れている可能性があることから、飲み水は地下水ではなく水道水を利用するよう、リーフレット、広報誌、本市ホームページなどを活用して、引き続き広く周知を図っております。 ・有機フッ素化合物（PFOS、PFOA など）について（ページ番号：541388） https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000541388.html （下線部について回答）
担当	環境局 環境管理部 環境管理課（水質保全グループ） 電話：06-6615-7984

番号	1.(4)28
項目	だれもが活用できる充実した音響施設など備えた、文化ホール（区民センター）を早期につくること。
(回答) 区単位で、コミュニティ活動の拠点及び市民協働の拠点となる多目的な集会施設として、区民センターもしくは区民ホール・会館を設置しており、現在 24 区に 33 施設を設置しています。 現在、東住吉区など 3 区においては、ホールと会議室が一体となった区民センターが未整備であるということは認識しています。この間、平成 27 年 12 月には、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進める上での基本的な方針として、施設の総量抑制などによる規模の最適化、予防保全による長寿命化及び多様なコスト削減手法の導入を基本方針とする大阪市公共施設マネジメント基本方針を策定しました。 また、市政改革プラン 3.1 においても、将来の人口推移や厳しい財政状況を見据え、施設利用者の安全・安心を確保しつつ、施策横断的な仕組みづくりを進め、中長期的な視点にたった 持続可能な施設マネジメントが行える状態をめざすとされています。 こうした状況の中で、東住吉区におけるホール機能と会議室等の機能を一体的に備えた市民利用施設については、平成 28 年度に P F I 方式などの民間活力の活用も含め、採算のとれる事業になり得るのか調査を実施しました。 その結果、施設の規模、建物の構造や配置等を工夫し、民間事業者の活力を活用することにより、従来の方式で整備・運用する方法より、建設及び運営に要するコストを相当程度削減することが可能となるが、収支均衡には至らないことが明らかになりました。 本市では、今後、少子高齢化が一層進んでいく中で、本格的な人口減少 社会を迎えることとなります。税収の増が見込みにくい非常に厳しい状況が想定されることから、施設の整備、管理に当たっては、これまで以上に工夫が求められていると考えています。 東住吉区などの区民センターのあり方についても、どういった工夫ができるのか、引き続き検討します。 なお、現在の東住吉区については、市民の方々に文化・軽スポーツ、レクリエーション活動の場として、東住吉区民ホール・東住吉会館を整備しておりますので、引き続きご活用いただきますよう、お願いいたします。	
担当	市民局 総務部 施設担当 電話：06-6208-7327

番号	1 (4) 2 9
項目	区民が身近に活用し、人と人とのコミュニティづくりに重要な役割を果たしている東住吉会館を拡充すること。
(回答) 東住吉会館については、大阪市区役所附設会館条例に基づき設置、運営を行っており区民の方々に文化・レクリエーションなどの活動の場としてご利用いただいていることから、引き続きコミュニティ活動の拠点としての施設運営に努めてまいります。 東住吉会館の増床は複合施設であるため困難でございますが、活動発表の場としての会場については、区民ホール（定員 600 名）も活用していただきますようよろしくお願いいたします。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	1 (4) 30 ①
項目	東住吉区の市民一人当たりの蔵書数をお知らせください。
(回答) 東住吉図書館の蔵書冊数は 63,652 冊（令和 6 年 3 月 31 日現在）で、これを東住吉区の人口 128,225 人（令和 6 年 4 月 1 日現在推計人口）で除すると 0.5 冊となりますが、大阪市においては中央図書館を基幹とする全市立図書館のオンラインネットワークを活用した効率的な運用に努めており、市立図書館全館で所蔵する約 435 万冊（令和 6 年 3 月 31 日現在）の図書について、予約をいただければ最寄りの図書館でお借りいただけるシステムとしております。 ※大阪市民一人当たりの蔵書冊数について、1.2 冊とされていますが、本市算定では 1.6 冊となります。 $4,351,131 \text{ (R6.3.31 蔵書冊数)} / 2,777,328 \text{ (R6.4.1 現在推計人口)} = 1.57$	
担当	教育委員会 中央図書館 利用サービス担当（地域サービス G） 電話：06-6539-3320

番号	1 (4) 30 ②
項目	13万区民に見合う大きさの図書館を新・増設すること。キッズスペースの拡充をすること
(回答) 地域図書館の建替整備については「地域図書館の建替整備について 基本的考え方」を定めており、この中で「大阪市公共施設マネジメント基本方針」等に基づいて適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ることを原則として基本的に複合施設として整備を行っていくこととしております。 東住吉図書館についても、区内他施設の建設・改築時期に合わせて整備を検討してまいります。 キッズスペースについては、物理的な拡充は困難ですが、閲覧室のレイアウト変更、絵本コーナーの改装など居心地のよい空間づくりに取り組んでいます。	
担当	教育委員会 中央図書館 利用サービス担当（地域サービスG） 電話：06-6539-3320

番号	1 (4) 30 ③
項目	当面ゆっくり座って本が読める広さの確保など、現在の図書館を充実すること。
(回答) 現行の施設の物理的な拡充は困難ですが、本棚、机、椅子等の更新や改装等を行っております。引き続き魅力ある図書館づくりに取り組みます。	
担当	教育委員会 中央図書館 利用サービス担当（地域サービスG）電話：06-6539-3320

番号	1 (4) 3 2
項目	全国的に注目されている「子育て、高齢者の複合型施設（宅幼老所）」を、区内に大阪市モデルとして建設すること。
(回答) 本市では、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、各区において子育て活動支援事業や地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て世帯が気軽につどい、交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等をおこなっております。各事業については、各区子ども・子育てプラザ及び地域子育て支援センター等で実施しております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112

番号	1 (4) 3 2
項目	全国的に注目されている「子育て、 <u>高齢者</u> の複合型施設（宅幼老所）」を、区内に大阪市モデルとして建設すること。
(回答) 本市では、高齢者の地域福祉活動等を支援することを目的として、各区に老人福祉センターを設置しております。老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、世代間交流にも取り組んでいるところです。 (下線部分について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	1 (4) 33 ①
項目	地域活動協議会の活動資金を従前通り 100% とすること。同時に活用しやすくする。
(回答) 大阪市では、地域課題に対応する様々な取組に係る経費につきましては、行政責任で実施すべきものは委託や直接執行という形で行政が負担し、地域の皆様の自主的な活動についてはその費用の一部を補助金として交付しております。 地域活動協議会に対しては、地域活動協議会のもとで行われる活動に対し、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに具体的な活動内容は地域の選択に委ねる、自由度の高い「地域活動協議会補助金」が交付されております。これにより、各地域活動協議会が「どのような活動を重点的に実施するか」「どういった手法で活動を実施するか」などを自らで検討して進めていくといった、自律的な地域経営ができるようになっております。 その補助率につきまして、本市では「補助金等のあり方に関するガイドライン」により 50% 補助を原則としていますが、「地域活動協議会補助金」については、シンプルで使いやすいものとするため、令和 6 年 4 月 1 日に区長が毎年度予算の範囲内において校区等地域ごとに設定する金額を上限とし、活動費補助の補助率を 100% とする制度改正を行いました。 また、「ガイドライン」では団体運営費補助の原則廃止という方針が示されておりますが、地域活動協議会に対しては、その例外的措置として運営費補助金の交付も認められており、特別な財政的支援を行っているところです。	
担当	市民局 区政支援室 地域力担当 地域連携グループ 電話：06-6208-7344 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	1 (4) 3 3 ②
項目	各小学校区 1 名の区職員（コーディネーター）を配置すること。
(回答) 当区においては、区民がまちに愛着と関心を持ち、地域課題の解決に取り組む「みんながつながるまちづくり」を推進するため、区民相互が交流と助け合いや地域の自主的なまちづくり活動への支援に取り組んでいます。 区役所職員を含む市長部局の職員数については、令和 6 年 3 月に策定した「新・市政改革プラン」の取組期間中においては、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しないこととしているものの、事務の集約化等を通じた効率化により、新たなマンパワーを創出し、行政ニーズに対応できる体制の構築を図っていくこととしています。 区役所職員の配置につきましては同プランのもと、区役所全体の人員マネジメントを適切に行いながら、行政ニーズに応じた適正な職員配置を行っております。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	1 (4) 33 ③
項目	<u>社会福祉協議会、老人憩いの家、ふれあい食事サービス補助金削減をやめ、もとにもどすこと。またネットワーク推進委員、支援ワーカーの削減を復元すること。</u>当面、区独自としての役割を予算措置も含めて果たすこと。
(回答) 本市が目指す「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」のためには、社会福祉法に定められた大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の活動は、非常に重要であると認識しております。 このような認識のもと、平成 26 年度より福祉局と大阪市社会福祉協議会との間で、また、各区役所と各区社会福祉協議会との間で「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結のうえ、行政と社会福祉協議会がお互いの責任と役割を分担し、地域福祉の推進を図るとともに、予算においても社会福祉法に定められた社会福祉協議会の本来機能である、地域福祉活動への支援事業に対する交付金として再構築しております。 保健福祉医療ネットワーク推進員につきましては、市政改革プランにおいて、平成 25 年度より推進員への補助について廃止し、地域活動協議会の実施方法と併せ、各区で検討し再構築することとしています。 また、平成 27 年 4 月より、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカー等を配置した「見守り相談室」を設置し、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しております。 「見守り相談室」では、要援護者名簿を活用した地域での見守り活動の支援を行うとともに社会的に孤立している世帯やセルフネグレクトの状態にある方に対して、福祉専門職のワーカーが、ねばり強く家庭訪問等を行い、本人との間で信頼関係を構築し、地域への見守りや福祉サービスにつなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでいます。 (下線部分について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973、7954

番号	1 (4) 33 ③
項目	社会福祉協議会、<u>老人憩いの家</u>、ふれあい食事サービスの<u>補助金削減をやめ、もとにもどすこと</u>。またネットワーク推進委員、支援ワーカーの削減を復元すること。当面、区独自としての役割を予算措置も含めて果たすこと。
(回答) 老人憩いの家につきましては、地域集会施設と同様に高齢者をはじめ幅広い世代の方々に同じように利用していただいている実態を踏まえ、令和2年度から老人憩いの家と地域集会施設に対する支援制度を一本化するとともに、老朽化が進む施設の建替えに対する補助制度を創設しております。 制度の一本化により、老人憩いの家に対する運営補助の財源につきましては、区の地活協補助に組み入れております。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	1 (4) 33 ③
項目	社会福祉協議会、老人憩いの家、<u>ふれあい食事サービスの補助金削減をやめ、もとにもどすこと。</u>またネットワーク推進委員、支援ワーカーの削減を復元すること。当面、<u>区独自としての役割を予算措置も含めて果たすこと。</u>
(回答) ふれあい型食事サービス事業につきましては、従来より「補助金等のあり方に関するガイドライン」により原則として補助対象経費の1／2を補助金として交付しております。 ふれあい食事サービスを実施されている各地域におかれましては、地域のボランティアが、ひとり暮らし高齢者等に食事を提供するにとどまらず、各種情報の提供や高齢者の孤独感の解消を図り、地域社会との交流を深めるきっかけとなる催しを実施していただいております。 補助金の交付を通じて区として、高齢者の健康増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進しております。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9851

番号	1（４）３４
項目	旧矢田出張所を今までの経緯を踏まえて、住民の要望にそって活用しやすい施設、場に改修すること。
（回答） もと東住吉区役所矢田出張所の建物については、耐震基準を満たしておらず、市として耐震改修は実施せず、区内の既存建物（現矢田出張所）を活用し必要な業務機能に移転することとしたため、平成２８年３月の現東住吉区役所矢田出張所への機能移転により、行政としての使用を終了し供用廃止いたしました。 今後、存置している建物の解体撤去等を行ってまいります、用地の活用については、住民のご意見もふまえながら引き続き検討してまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9976、06-4399-9626

番号	1（4）35																	
項目	矢田東福社会館等の改修は、公的施設への行政として全額負担などの責任を果たすこと。																	
（回答） 地域集会施設への補助制度については、令和2年度より建替・解体撤去に対する補助金制度が新設され、令和5年4月より補助上限額の拡充が図られた事により、地域としての選択の幅は広がっていると考えております。引き続き地域への説明を進めるとともに、制度の充実に向けた関係局との連携について取り組んでまいります。 （参考） <table><tr><td>地域施設解体撤去補助金</td><td>上限額 1,500 万円</td><td>補助率 10/10</td></tr><tr><td>地域集会施設設置補助金（建替）</td><td>上限額 5,300 万円</td><td>補助率 10/10</td></tr></table> <table><tr><td>耐震診断（1㎡）（木造 / 非木造）</td><td>上限額 1 千円 / 1 万 2 千円</td><td>補助率 9/10</td></tr><tr><td>耐震改修設計（ " ）</td><td>上限額 24 万円 / 135 万円</td><td>補助率 9/10</td></tr><tr><td>耐震改修工事（ " ）</td><td>上限額 400 万円 / 1,100 万円</td><td>補助率 9/10</td></tr></table>				地域施設解体撤去補助金	上限額 1,500 万円	補助率 10/10	地域集会施設設置補助金（建替）	上限額 5,300 万円	補助率 10/10	耐震診断（1㎡）（木造 / 非木造）	上限額 1 千円 / 1 万 2 千円	補助率 9/10	耐震改修設計（ " ）	上限額 24 万円 / 135 万円	補助率 9/10	耐震改修工事（ " ）	上限額 400 万円 / 1,100 万円	補助率 9/10
地域施設解体撤去補助金	上限額 1,500 万円	補助率 10/10																
地域集会施設設置補助金（建替）	上限額 5,300 万円	補助率 10/10																
耐震診断（1㎡）（木造 / 非木造）	上限額 1 千円 / 1 万 2 千円	補助率 9/10																
耐震改修設計（ " ）	上限額 24 万円 / 135 万円	補助率 9/10																
耐震改修工事（ " ）	上限額 400 万円 / 1,100 万円	補助率 9/10																
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734																	

番号	1 (4) 3 6
項目	貴重な選挙権が行使しやすくするため、矢田出張所、桑津 1 丁目－ 2 丁目に投票所を設けること。
(回答) 投票所については、投票の秘密や選挙の公正を確保することをはじめとして、だれでも投票しやすい環境であるか、有権者の数や住居からの距離、またその地区に住む人たちに広く認知された場所で継続して使用できる施設があるかなど総合的に判断して指定する必要があります。 現在設置している投票所は、以上の視点から選挙管理委員会が総合的に判断し適切に指定しておりますので、現時点では新たに矢田出張所、桑津 1 丁目・ 2 丁目に投票所を設置する予定はありません。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626

番号	1（4）37、38
項目	東住吉区内の「田辺模擬原爆弾投下」などの歴史文化スポットの目立つ標識を設置すること。 東住吉区内の「田辺模擬減爆弾投下」などの歴史文化スポットを、区役所内等にわかりやすい親しみのあるパンフレットを作成し置くこと。
（回答） 本市では、大阪の歴史を考えるうえで重要な市内所在の史跡を、より広く市民の方々に知っていただくため、文化財顕彰碑を建立しています。 東住吉区内では桑津今川堤跡、住道寺跡、桑津遺跡、田辺廃寺、酒君塚の5つの史跡顕彰碑等を建立し、「大阪市の文化財」（大阪市教育委員会、1997年）といった出版物などで紹介しています。また、これらの史跡顕彰碑・パネルについては、大阪市ホームページ内の「大阪市史跡顕彰碑」や「歴史の散歩道」でも紹介しております。 今後とも、市内所在の史跡などにつきまして、その普及啓発に努めていきたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9166

番号	1 (4) 38
項目	東住吉区内の「田辺模擬原爆弾投下」などの歴史文化スポットを、区役所内等にわかりやすい親しみのあるパンフレットを作成し置くこと。
(回答) 東住吉区では、区内の史跡・名所などを知って頂くため、区内の歴史・名所・旧跡をわかりやすく親しみのあるデザインで地図や写真と合わせて紹介するホームページ「東住吉100物語」を掲載しています。 ホームページでは、閲覧者が興味のある史跡・名所の紹介ページ部分を選んでそれぞれのニーズに応じたオリジナルのパンフレットとして印刷していただけるページを作成し、役立てていただける内容になっており、様々な取組で活用いただけるよう充実・周知を図っております。 「田辺模擬原爆」に関する周知につきましては、「7・26田辺模擬原爆追悼実行委員会」のご協力のもと、区民ギャラリーに資料展示を行っております。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	1 (4) 39
項目	<u>「田辺模擬原爆」については、公的資料館を常設すること。当面区役所の展示は、抜本的拡充などを行うこと。また、平和教育、歴史教育に活用すること。</u>
(回答) 「田辺模擬原爆」に関する区役所での展示につきましては、令和6年度は7月16日から7月31日まで長年追悼式に取り組んでこられました「7・26田辺模擬原爆追悼実行委員会」のご協力のもと、区民ギャラリーに資料展示を行いました。今年度におきましても「7・26田辺模擬原爆追悼実行委員会」のご協力のもと取り組んでまいります。 また、追悼式には区内をはじめ市内、府内の小中学校が参加し「田辺模擬原爆」を通じた平和へのメッセージを発表するなど平和教育に取り組んでおられます。 今後も、こうした取り組みが継続・発展していくよう学校と連携してまいります。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625 東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9734

番号	1（4）40
項目	2017年7月に国連で採択され、2021年1月22日発効の「核兵器禁止条約」に賛同する取り組みを推進すること。
(回答) 本市では、平成7年12月に「平和都市宣言」を行い、日本国憲法の基本理念である恒久平和と国是である非核三原則を踏まえ、核兵器の速やかな廃絶を強く訴えるとともに、国際社会の平和と発展に貢献することを誓い、本市の姿勢や考え方を明らかにしています。 また、平成21年12月に「平和首長会議」に加盟し、国内外の加盟都市とも連携し、平和の推進に貢献する取組を進めています。 今後とも、市民一人一人に平和の尊さを伝える取組に努め、国際社会の平和と発展に貢献する魅力ある「国際平和都市大阪」づくりを推進してまいります。	
担当	総務局 行政部 総務課（総務グループ） 電話：06-6208-7412

番号	1 (4) 4 1
項目	大阪市平和都市宣言（1995年）にもとづいて、平和な区のまちづくりをすすめます。
（回答） 大阪市では、平成7年12月に「平和都市宣言」を行い、日本国憲法の基本理念である恒久平和と国是である非核三原則を踏まえ、核兵器の速やかな廃絶を強く訴えるとともに、国際社会の平和と発展に貢献することを誓い、本市の姿勢や考え方を明らかにしています。 当区といたしましても「平和都市宣言」の趣旨を踏まえながら、関係機関とも連携を図り、区政運営を進めてまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625

番号	1 (4) 4 2
項目	自衛隊に子どもたちの名前・住所は知らせないこと。また「除外措置」の徹底のため、庁内でのポスター掲示、広報での告知を徹底すること。
(回答) 防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。 このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。 本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。 自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話：06-4305-7345

番号	1 (4) 4 2
項目	自衛隊に子どもたちの名前・住所は知らせないこと。<u>また「除外措置」の徹底のため、庁内でのポスター掲示、広報での告知を徹底すること。</u>
(回答) 自衛隊への名簿提供を望まない場合の措置である「除外申出」については、区広報紙への掲載、区ホームページへの掲載、庁舎内でのポスター掲示及びチラシ配架を行い、周知しています。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 窓口サービス課 電話：06-4399-9963

番号	1 (5) 4 3
項目	保健所各区保健福祉センターの抜本的職員増などを行うこと。
(回答) 新型コロナウイルス感染症対策を機に、保健所で感染症対策に従事する保健師を増員いたしました。 さらに、令和4年度より、各区役所と保健所を兼務する保健師26名（健康危機管理担当保健師）を配置することで、平常時においては、アウトリーチをはじめとする各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には、速やかに保健所に参集する体制を整備しました。 また、令和5年度においては、各区1名、計24名の保健師を増員しました。 引き続き、将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、非常時に速やかに保健所体制を拡充する仕組みの構築など検討を進めます。 今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951 健康局 大阪市保健所 管理課 電話：06-6647-0641

番号	1 (5) 4 3
項目	保健所 <u>各区保健福祉センターの抜本的職員増などを行うこと。</u>
(回答) 区役所職員を含む市長部局の職員数については、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」の取組期間中においては、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しないこととしているものの、事務の集約化等を通じた効率化により、新たなマンパワーを創出し、行政ニーズに対応できる体制の構築を図っていくこととしています。 区役所職員の配置につきましては同プランのもと、区役所全体の人員マネジメントを適切に行いながら、行政ニーズに応じた適正な職員配置を行っております。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625

番号	1 (5) 4 4
項目	保健所は、各区 1 カ所復活を展望して、当面 8 ～ 9 カ所（30 万人あたり 1 カ所）に増設して、新型コロナやインフルエンザの感染対策など、公衆衛生を抜本的に強化する。
(回答) 本市では、平成 12 年度から 1 保健所 24 保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。 各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。 市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新興・再興感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能の向上に努めています。 なお、この間の新型コロナウイルス感染症対策の経験も踏まえ、将来の大規模感染症にも対応可能な地域保健体制について検証し、引き続き 1 保健所、24 区保健福祉センター体制のもと、双方が連携・役割分担をしながら機能強化を図っていくことといたしました。 今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951 健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	1 (5) 4 5
項目	早川福祉会館の果たしてきた機能と役割をさらに拡充すること。
(回答) 早川福祉会館は、障がい者の自立と社会参加の支援、福祉の増進を図ることを目的として、貸室と点字図書室を備えた施設です。 一方で、同じ東住吉区内で、かつ同じ小学校区域である長居障がい者スポーツセンターについては、令和3年11月の戦略会議において、建替えの方向性を決定し、建替えに向けた今後の留意事項において、「他施設との複合化等の検討」を行うこととされました。これを受け、施設の親和性や複合化によるメリット等から、令和5年3月に策定した「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備基本構想」において、早川福祉会館との複合化の考え方、方向性を示しました。 複合化後においても、早川福祉会館で実施されている様々な活動について、将来的な継続性を確保する観点から、複合化を行うことで、施設の役割を切れ目なく果たしていくとともに、機能の継承と発展をしてきたいと考えています。 なお、現在の早川福祉会館の建物について、当面の間は継続して保有することを基本としたうえで、これまで果たしてきた役割や施設の整備スケジュール等を踏まえつつ、用途転用の具体的な内容については、後年度に検討のうえ、施設の活用計画を作成することとしています。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8049

番号	1 (5) 4 6
項目	<u>区内の子ども食堂の現状と役割について知らせること。</u> 子ども食堂への食材提供や、弁当配達、運営補助金など具体的な公的財政的支援を、強化すること。
(回答) 東住吉区が子ども食堂として活動を確認している団体は 18 団体あります。子ども食堂等を含む子どもの居場所は家庭や学校以外での子どもが安心して集える場であり、低料金による食事の提供等を通して、子どもの健やかな成長を支えることをめざす取組として開設されています。 東住吉区としては、子どもの居場所運営団体間の連絡会議や情報交換・交流といったネットワークの継続・発展に取り組んでおり、運営に役立つ情報の提供を行うとともに、子どもの居場所と区役所・学校等が連携して課題を抱える子どもや子どもの世帯が適切な支援を利用できるよう関係機関につなぐなど、子どもの貧困の問題に取り組んでいます。 区民の皆様への周知としては、子ども食堂を含む子どもの居場所活動の開催内容について区ホームページで公開するとともに、年 1 回、区広報紙へ掲載しています。 (下線部のみ回答)	
担当	東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9852

番号	1 (5) 4 6
項目	区内の子ども食堂の現状と役割について知らせること。 <u>子ども食堂への食材提供や、弁当配達、運営補助金など、具体的な公的財政的支援を、強化すること。</u>
(回答) こどもの居場所への支援については、平成 30 年度より、こどもの貧困対策関連事業として、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等（以下、「活動団体」といいます。）と活動団体を支援する意向のある企業等（以下、「支援企業」といいます。）をつなぐネットワークを構築して、地域における取組の活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図ることを目的として「こども支援ネットワーク」を構築し、ネットワークの事務局を担っている大阪市社会福祉協議会へ運営補助を行っています。 本事業では、活動団体や支援企業の情報発信、定期的なミーティングによる活動団体・支援企業相互の情報共有、活動団体の従事者を対象とする研修の実施、支援企業からの物資提供等による支援の仲介、活動団体でのボランティア活動の仲介、新たな活動団体の開拓・支援等の取組みを行っています。そして、本事業の取組みによる効果が相互に影響を及ぼすことにより、地域における活動の深化を図ることとしており、こどもの居場所が安定的に運営されるよう支援しています。 令和元年度からは、安心してこどもの居場所の活動に取り組んでいただけるよう「こども支援ネットワーク」に加入された活動団体に対して、こどもの居場所での万一の事故に対応した保険への加入料を本市が全額支援するとともに、令和 3 年度より、本人の不注意によるけがなど、利用者を対象とした補償内容を拡充してきたところです。 また、必要な地域にこどもの居場所を充足させることを目的として、令和 4 年度から、本市が指定する地域にこどもの居場所を開設する活動団体に対し、開設にかかる備品等の購入経費を補助する「大阪市こどもの居場所開設支援事業」をモデル実施し、令和 5 年度以降、全区展開による本格実施を行っています。 引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、こどもの居場所が安定的に運営され、安心して活動に参加できるような環境づくりに取り組んでまいります。 (下線部について回答)	

担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153
----	--

番号	1 (5) 4 7
項目	<u>区民屋内プール、区民スポーツセンター、子ども子育てプラザ、老人福祉センターなどの施設の存続、拡充をはかること。</u>
(回答) 本市では、生涯を通じて多様なスポーツ活動に参加し、健康づくりに積極的に取り組める場を提供するため、だれもが身近なところで手軽にスポーツを楽しめる施設として、地域スポーツセンターと1年を通じて水泳を楽しむことのできる屋内プールを1区に1館設置しております。 引き続き、効率的な施設の運営に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課 (スポーツ施設担当) 電話 : 06-6469-3870

番号	1 (5) 4 7
項目	区民屋内プール、区民スポーツセンター、 <u>子ども子育てプラザ</u> 、老人福祉センターなどの <u>施設の存続、拡充をはかること。</u>
(回答) 各区子ども・子育てプラザにつきましては、市政改革プランに基づき、施設利用者の安全・安心を確保しつつ、持続可能な施設マネジメントのもと効率的・効果的に事業を実施してまいりたいと考えております。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 (子育て支援グループ) 電話：06-6208-8112

番号	1 (5) 47
項目	区民屋内プール、区民スポーツセンター、子ども子育てプラザ、 <u>老人福祉センターなどの施設の存続、拡充をはかること。</u>
(回答) 老人福祉センターにつきましては、高齢者の地域における生きがいつくりの拠点施設として、各種相談・講座及びレクリエーション活動の機会の提供等を実施しております。福祉局としては、引き続き施設利用者の安全・安心を確保できるように努めていきます。 (下線部分について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	1 (5) 4 8
項目	子育て世代向けなど、市営住宅を増設すること。
(回答) 本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。 今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。	
担当	都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ 電話：06-6208-9243

番号	1 (5) 5 0
項目	区内の認知症の人や孤立死の数など過去5年間の推移について知らせること。また認知症の人や孤立死対策で地域の見守りネットワークなどをさらに抜本的に拡充すること。 (回答) 本市では、要介護認定において「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の方の数を認知症高齢者等の数として集計し、毎年4月1日時点の全市及び区別の認知症高齢者等の数を、本市ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。 次に、地域における見守りネットワークについてですが、本市では、平成27年4月より各区社会福祉協議会に、福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しています。 「見守り相談室」では、要援護者名簿を活用した地域での見守り体制づくりや、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強く家庭訪問等を行い、本人との間で信頼関係を構築し、地域への見守りや福祉サービスにつなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでいます。 また、ライフライン事業者等と、地域見守りの取組みにかかる連携協定を締結し、日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等へ連絡してもらい、区役所と見守り相談室等の関係機関が連携して安否確認を行う取組みを進めています。 加えて、認知症の人が行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりとして、事前に登録された協力者にメールで行方不明者の氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、搜索の一助とする「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」を平成27年度から実施しています。 本事業は、全国多数の地方公共団体で実施されており、相互に連携・協力して取り組んでいるところです。 また、警察との連携を強化し、行方不明となった認知症の人が保護された場合に、本人の同意又は家族からの相談により、警察から当該保護された認知症の人の個人情報の提供を受け、その後の支援につなげる取組を実施しています。 さらに、保護された認知症の人が速やかに身元判明に至るよう、連絡先等を記載した衣服などに貼付するシール等を配付するなど、身元不明対策の強化にも取り組んでいます。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（認知症施策グループ） 電話：06-6208-8051 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	1 (5) 5 1
項目	若い人に大変喜ばれている新婚家賃補助制度を復活すること。
(回答) 新婚世帯向け家賃補助制度については、本市では、平成 3 年度から、若年層の市内居住を促進することを目的に、市内の民間賃貸住宅にお住まいになる新婚世帯を対象に、実施していました。 平成 24 年 7 月に策定された市政改革プランにおいて、新婚世帯向け家賃補助制度については、若年層に対する支援策としてより有効な施策として転換を図ることとされたことから、平成 24 年度から新規募集を停止するとともに、現役世代の定住をより促進させる観点から、「子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」の補助対象に新婚世帯を追加し、新婚・子育て世帯向けの利子補給制度として実施しているところです。さらに、より多くの若い世代に利用していただけるよう、固定金利の住宅ローンに限定していた補助対象に変動金利も加える拡充や、申込者の所得制限を撤廃する拡充を行っております。	
担当	都市整備局 企画部 住宅政策課（住宅政策） 電話：06-6208-9217

番号	1（5）52		
項目	地下鉄、バスの再公営化を含め、市民の移権を保障し大阪市の総合的街づくりにも寄与する地下鉄とバスの事業を一体的に拡充を働きかけること。		
（回答） 大阪市では、平成29年3月に「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことから、平成30年4月にこれまで交通局が運営してきた地下鉄事業・バス事業を民営化し、それぞれの運営を、大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）、大阪シティバス株式会社が引き継いでいます。 引継ぎにあたり、地下鉄事業については、自らの経営責任で交通機能を充実・発展させ、多様な事業展開に伴う沿線・地域の活性化に貢献するとともに、企業の社会的貢献という使命を果たしていくこととしています。 また、バス事業についても、自らの経営責任で交通機能を確保・充実していくとともに、鉄道との連携を進め、地域の利便性確保に貢献していくこととしています。また路線、運行回数、運賃などは原則として少なくとも10年は引継ぎ時の水準を維持することとしています。 これらを踏まえ、Osaka Metro により策定された「Osaka Metro Group 中期経営計画」には、「交通を核にした生活まちづくり企業」をめざすことが記載されており、順次具体的な取組が進められています。			
担当	都市交通局	監理担当	電話：06-6208-8786
	都市交通局	鉄道ネットワーク企画担当	電話：06-6208-8787
	都市交通局	バスネットワーク企画担当	電話：06-6208-8895

番号	1 (5) 53
項目	大阪市南東部の街づくりに寄与する、地下鉄8号線（今里―湯里間）延伸を、市会決議にもとづき早期に着工すること。
（回答） 地下鉄今里筋線の延伸（今里～湯里六丁目間）につきましては、国の諮問機関である近畿地方交通審議会から平成16年10月に出された「近畿圏における望ましい交通のあり方について（答申第8号）」において「京阪神圏において、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」として位置付けられていますが、平成26年8月に市長の諮問機関である大阪市鉄道ネットワーク審議会において、その事業化の可能性に関して、極めて厳しい試算結果が示されました。 本市としましては、費用対効果や収支採算性が新線整備に必要な国の基準を満たしていないことから、現時点においては、地下鉄今里筋線の延伸の事業化は困難であると考えています。 また一方で、大阪市鉄道ネットワーク審議会から、地下鉄今里筋線の延伸について、まずは『BRTによる需要の喚起・創出及び鉄道代替の可能性を検証するための社会実験』の実施に向けた検討を行うよう提言を受け、本市と大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）が共同でBRTによる社会実験を平成31年4月1日から実施しており、引き続き、検証を進めていきます。	
担当	都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話：06-6208-8787

番号	1 (5) 5 4
項目	地下鉄「長居公園通り」(敷津——長吉間) を早期に着手すること。
(回答) 地下鉄敷津長吉線(住之江公園～喜連瓜破間)につきましては、国の諮問機関である近畿地方交通審議会から平成 16 年 10 月に出された「近畿圏における望ましい交通のあり方について(答申第 8 号)」において「京阪神圏において、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」として位置付けられておらず、また、平成 26 年 8 月に市長の諮問機関である大阪市鉄道ネットワーク審議会において、その事業化の可能性に関して、極めて厳しい試算結果が示されました。 本市としましても、費用対効果や収支採算性が新線整備に必要な国の基準を満たしていないことから、現時点においては、地下鉄敷津長吉線の事業化は困難であると考えています。	
担当	都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話：06-6208-8787

番号	1 (5) 5 6 ④
項目	通院や区役所、商店街の買い物など区民にとって切実な「赤バス」を復活すること。
(回答) 東住吉区におきましては、平成 24 年度末の赤バス撤退に伴う代替策として、赤バスに係るデータをホームページ等で公開し、当該データを踏まえ、平成 25 年度から民間事業者が自主運行を開始しました。その後、利用者のニーズが勘案され、路線の一部や時刻表、停留所の変更等を経ながら、現在も自主運行を続けておられます。 引き続き、区民にとって住みやすい、住み続けたいまちづくりに取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9976

番号	1 (5) 5 8 ①
項目	鉄道事業者、銀行、スーパー、マンションなどに対して、自転車置き場の整備を求めるなど放置自転車対策を抜本的にすすめること。
(回答) 大阪市では、鉄道へのアクセスとして大量の駐輪需要が集中する駅周辺において、鉄道事業者と連携して、昭和 48 年から駐輪場の確保に取り組んでまいりました。 駅周辺における駐輪場の整備にあたりましては、従前より鉄道事業者等の協力を得ながら進めているところでありますが、駐輪場整備に関する鉄道事業者の責務強化に向けた国への働きかけを引続き行ってまいります。 一方で、駐輪需要の発生原因である銀行、スーパー等の集客施設やマンション等の共同住宅などの施設で駐輪場を確保していただくことを基本とし、平成 22 年に制定した大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例においては、施設の所有者に、一定規模以上の集客施設や共同住宅を新築や増築する際に駐輪場の設置を義務付けるとともに、小規模施設や既存の施設等についても、駐輪場設置の努力義務を規定しております。 今後につきましても、条例に基づき適切な指導を行うとともに、放置自転車問題に関して、区長の指示のもと、地域の実情等を踏まえた対策を行います。	
担当	建設局 総務部 管理課（自転車対策担当） 電話：06-6615-7680

番号	1 (5) 5 8 ②
項目	日常的に鷹合保育所通りに駐輪場等を確保するなど、安全対策をすすめること。
(回答) 鷹合保育所における駐輪場等の確保につきまして、日常的に多数の自転車を止める時間帯である登所・降所時は、一時的に所庭内に駐輪するなど、安全の確保に努めてまいります。 また、今後の保育所工事において、敷地内に駐輪場を確保するなどの検討をしています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	1 (5) 5 8 ③
項目	ガタガタになっている車道、歩道を整備すること。
(回答) 本市では、市民の皆様が道路を安全・安心に通行していただけますよう、道路舗装の状態を監視し、適宜良好な状態になるよう努めております。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話：06-6615-6801 建設局 南部方面管理事務所 平野工営所 電話：06-6705-0102

番 号	1 (5) 5 8 ④
項 目	車椅子が安全に通れるように道路・交差点のバリアフリー化をすすめること。
(回答) 本市では、平成5年より「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、高齢者や障がい者の方々をはじめとするすべての人々が、安心して快適に暮らせるまちをめざして様々な施策に取り組んできており、「高齢者や障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」、「大阪市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づき、歩道勾配の改善や歩道の段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進めております。 また、横断歩道部等の歩道と車道の段差解消について、視覚障がい者、車いす利用者等も参加する検討の場を設けて意見交換を行っており、引き続きご意見を伺いながら検討してまいります。	
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話：06-6615-6862

番号	1 (5) 5 8 ⑤
項目	歩道と車道のある段差をなくすこと。また自転車道を整備拡充すること。
(回答) 本市では、高齢者や障がい者の方々をはじめとするすべての人々が、安心して快適に暮らせるまちをめざし、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」、「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づきバリアフリー化を進めており、歩道と車道の段差につきましては、視覚障がい者の方々が歩道から車道へ進入したことを白杖や足により容易に認知できる 2 cm を標準として整備しております。また、横断歩道部等の歩道と車道の段差解消について、視覚障がい者、車いす利用者等も参加する検討の場を設けて意見交換を行っており、引き続きご意見を伺いながら検討してまいります。 自転車通行環境（自転車道）について、本市では、昭和 48 年から全国に先駆けて、自転車交通量が多い幹線道路を中心に、歩道内に自転車の通行部分を視覚的に分離（カラー舗装等）した「自転車歩行者道」などの整備を行ってきましたが、近年、歩行者と自転車の事故が急増しているため、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、大阪市内の周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する環境整備を令和 6 年度に整備完了しています。 また、歩行者・自転車・自動車を物理的に分離するには、十分な道路幅員が必要となることから、道路幅員に余裕のある路線や、道路の交通容量に余裕があり車線数の減少可能な路線に限られますが、可能な範囲で自転車道や自転車専用通行帯での整備を検討してまいります。	
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話：06-6615-6862

番号	1 (5) 58 ⑥
項目	区内の通学路の安全対策として、危険な道路にフェンス等を設置すること。
(回答) 大阪市では、令和2年6月に策定された「大阪市通学路安全プログラム（令和5年6月改訂）」に基づき、関係部局と連携しながら、「通学路の合同点検」などを実施しています。 建設局では、小学校、所轄警察署、区役所、地域住民の方などの関係者との「通学路の合同点検」において、交通安全対策が必要と判断した箇所について、横断防止柵の設置、外側線やグリーンラインの路面表示、警戒標識の設置などの交通安全対策を実施しております。	
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話：06-6615-6862

番号	1 (5) 58 ⑦
項目	AEDの設置場所をさらに増やし表示も分かりやすくすること。設置場所の一覧表をつくり提示すること。
(回答) AED（自動体外式除細動器）については、平成16年7月に、医療従事者だけでなく一般の人による使用も可能となってから、公共施設等での設置が進んでおり、大阪市施設（関連施設を含む）におけるAED設置場所は、令和6年4月現在で510か所（市内494か所、市外16か所）です。 本市施設等のAED設置場所については、市民に緊急時の参考としていただくことを目的として、区別に整理し、市ホームページに掲載しています。 また、一般財団法人日本救急医療財団が、厚生労働省の依頼を受けて公開している「全国AEDマップ」について、市ホームページにリンクを貼り、周知啓発を行うとともに、設置者に対して、このマップへの登録のご協力をお願いしています。 引き続き、AEDの設置場所に関する情報発信等に努めるとともに、分かりやすい表示について、本市施設管理者等に周知してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	1 (5) 5 8 ⑧
項目	安全のため街灯を適切に確保すること（さつき幼稚園付近など）
(回答) 本市の管理している道路（認定道路）におきましては、夜間における交通安全の確保や歩行者の安全・安心などを目的として、国土交通省通達の「道路照明施設設置基準」に準拠し、道路照明灯の計画的な整備を行っており、幹線道路や生活道路など道路事情に適した照明灯の配置に努めるとともに、道路照明灯整備基準に基づき適切な照度となるよう整備しております。	
担当	建設局 企画部 工務課（道路公園設備担当） 電話：06-6615-7261

番号	1 (5) 58 ⑨
項目	道路の路面表示の不明箇所（横断歩道の白線など）は補修すること。
(回答) 本市では市民のみなさまが道路を安全・安心に通行していただけますよう、令和6年度末までに幹線道路の劣化している区画線の補修が完了し、引き続き令和8年度末までに生活道路の消えている区画線の補修完了をめざして、取り組みを進めております。 なお、横断歩道などの交通の規制及び指示に関するものは道路標示といい、公安委員会が所管しておりますので、情報共有を行うなど連携して引き続き取り組んでまいります。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話：06-6615-6801 建設局 南部方面管理事務所 平野工営所 電話：06-6705-0102

番号	1 (5) 5 8 ⑩
項目	<u>化学物質過敏症の人に配慮して、芳香剤のトイレでの使用を避けること。</u>
(回答) 化学物質過敏症については、芳香剤をはじめ、タバコ、香水、化粧品、消臭剤、住宅建材、自動車の排気ガスなどに含まれる化学物質により、頭痛、目まい、どうき、腹痛、関節痛など客観的には分かりづらい症状で苦しんでおられる方がいらっしゃることを承知しております。 本市では、化学物質過敏症のことを、職員をはじめ市民の皆さまに正しく知っていただくために、ポスターの掲示やホームページなどを通じて啓発活動を行っているところです。 引き続き、化学物質過敏症について、より一層市民の皆様の理解が得られるよう、啓発活動に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	1.(5) 58 ⑩
項目	化学物質過敏症の人に配慮して、 <u>芳香剤のトイレでの使用を避けること。</u>
(回答) 東住吉区役所内のトイレでは芳香剤を使用しておりませんが、引き続き、化学物質過敏症の理解に努め、適切に配慮してまいります。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626

番号	1 (5) 5 9
項目	ゴミの収集は現行水準を維持し、直営・無料収集の原則を守ること
(回答) ごみ収集輸送事業につきましては、より一層の効率化を図るため、民間活力の導入を推進し、普通ごみ収集以外は、順次、民間委託化を進めております。 一方、本事業は、市民生活になくてはならない重要な行政サービスの一つであるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に統括的な処理責任が課されていることから、民間委託化にあたって、市民サービスの低下を来さないよう行政の責任を果たしてまいります。 また、家庭ごみの有料化につきましては、ごみの排出量に応じた費用負担の公平化やごみの発生抑制等に効果があることから、有料化の推進を図るべきとの方針が国（環境省）から示されており、本市としましては、引き続き、ごみの排出量を見極めながら、各種減量施策の効果検証とあわせて、検討することとしております。	
担当	環境局 総務部 企画課 改革推進担当 電話：06-6630-3156 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213

番号	1 (5) 6 0
項目	市民のライフラインである、水の安全、安定をおびやかし、料金値上げにつながる水道事業の民営化は断念し、公設運営を維持すること。 上水道管の耐震化工事後の道路の復旧は可及的速やかに実施すること。
(回答) 現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はございません。 (下線部について回答)	
担当	水道局 総務部 企画課 電話：06-6616-5410

番号	1 (5) 6 0
項目	市民のライフラインである、水の安全、安定をおびやかし、料金値上げにつながる水道事業の民営化は断念し、公設運営を維持すること。<u>上水道管の耐震化工事後の道路の復旧は可及的速やかに実施すること。</u>
(回答) 上水道管の耐震化工事後の道路の本復旧につきましては、道路管理者（国道、府道、市道）と協議のうえ、工事沿道住民のみなさまのご理解とご協力をいただきながら、引き続き速やかな実施に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	水道局 南部水道センター 配水管工事グループ 電話：06-6627-9623

番号	1（5）61 ①		
項目	東住吉区内の現状について明らかにすること。		
（回答） 本市では水道管の全体延長として約 5,200km ありまして、その内、布設年度が最も古く、管体の材質、継手ともに脆弱で、漏水リスクが高い管種である鑄鉄管が東住吉区含めて市内全域に点在しており、令和5年度末現在で約 300km 残っています。 今後においても、鑄鉄管をはじめとした経年管路を耐震管に更新することで、漏水事故の未然防止を図ってまいります。 また、下水道管については、東住吉区含めて市内全域で約 4,993km ありまして、その内、標準耐用年数（50年）を超える施設が約 2,562km あります。 管路が標準耐用年数を超過しても、それらの全てが劣化しているわけではなく、管内に人が立ち入り確認する潜行目視調査や、テレビカメラ等により内部の劣化状況を調査し、劣化が進行し改築が必要と判定された下水道管路について計画的に改築を行っております。 また、八潮市の道路陥没を受け、国で設置された「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」からの提言を踏まえ、国より要請があったことから、全国特別重点調査を、内径2m以上かつ、1994年度以前に布設された下水管路に対して実施しております。			
担当	水道局 工務部 計画課 建設局 下水道部 調整課（事業計画担当）		電話：06-6616-5512 電話：06-6615-7594

番号	1 (5) 6 1 ②
項目	改修計画を示し、直ちにすすめること。
(回答) 本市では、管路をはじめとする水道施設の老朽化対策について、令和5年3月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画【改訂版】」や令和6年5月に策定した今後30年間に取組んでいく水道施設の整備の基本的な考え方を示した「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づき取組を進めていくこととしており、水道管については、地震時に被害が集中する「鋳鉄管」の更新を優先的に進め、切迫する南海トラフ巨大地震に備える管路網の構築を着実に進めているところです。 このうち、基幹管路（口径400mm以上）については、市域における広域断水の回避を早期に実現するため、令和6年4月より開始している「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」により、更新ペースの引上げを図っているところです。 また、配水支管（口径400mm未満）についても水道管の実質的な使用可能年数に基づく長期の更新需要を試算した結果、概ね更新率年間1%を目安に整備を進めていくことで、効率的に漏水・破裂事故の未然防止などの観点での管路網全体の機能向上を図っております。 【参考】 ▶大阪市水道施設基盤強化計画の改訂版について URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000581996.html ▶大阪市水道施設整備中長期計画 URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000627179.html ▶「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」を開始しました URL：https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000623987.html 次に、下水道管路においては、劣化状況の調査データを分析し、劣化予測を行うことで、下水道管路の使用可能年数を推定し、将来にわたって下水道管路全体の健全性を維持していくうえで必要となる事業量を算定しており、これを基に、令和3年度から令和12年度までに約539kmの改築更新を行う計画を定めており、本計画に基づく改築更新を着実に進めてまいります。 併せて、八潮市の道路陥没を受け、実施している全国特別重点調査の結果に応じ、下水道管の修繕、改築を適切に実施してきます。	

【参考】

▶下水道施設管理計画（個別施設計画）令和5年3月

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000383069.html>

▶大阪市下水道事業経営戦略 令和7年3月

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000531405.html>

担当	水道局 工務部 計画課	電話：06-6616-5512
	建設局 下水道部 調整課（事業計画担当）	電話：06-6615-7594

番 号	2 6 3 ①、②、③
項 目	<u>高すぎる国民健康保険料、全国政令指定都市（20 都市）一高い介護保険料を引き下げ</u> <u>る。</u> <u>①府下一律の国保料は、値上げにつながり行わないこと。</u> <u>②保険料算定における均等割を廃止すること。</u> <u>③非情な滞納処分はやめ、国保料、一人1万円の引き下げ、減免の拡充をすること。</u>
（回答） 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和 6 年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和 6 年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりますが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる、財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めてまいります。 また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。 国民健康保険料の賦課方式については、関係法令の定めにより 4 方式（所得割・資産割・被保険者均等割・世帯別平等割）、3 方式（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）、2 方式（所得割・被保険者均等割）のいずれかとするものとされており、平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、賦課方式や賦課割合等についても統一することとされています。 本市としても、府の方針に沿った対応を行っており、現在の保険料の賦課方式は 3 方式（ただし、介護分は 2 方式）、賦課割合は、医療分と後期高齢者支援金分について均等割と平等割の割合を 6 対 4 にしているところです。 また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和 4 年 4 月より未就学のこどもにかかる国民健康保険料の均等割額を 5 割軽減しているところです。	

国民健康保険の構造的な問題の解決のため、こどもの均等割軽減の拡充など、国において必要な措置を講じるよう、引き続き国に要望を行ってまいります。

(下線部について回答)

担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961
----	---

番号	2 6 3 ③
項目	非情な滞納処分はやめ、国保料、一人1万円の引き下げ、 <u>減免の拡充をすること。</u>
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し所得割保険料を減免する制度を実施しています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7997

番号	2 6 3 ③、④
項目	③ <u>非情な滞納処分はやめ、国保料、一人1万円の引き下げ、減免の拡充をすること。「悪質滞納」を口実に、健康保険証を取り上げない。「短期保険証」「資格証明書」発行と財産調査、差し押さえはやめる。</u>
(回答) 国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。 本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。 これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、来庁勧奨文書等により接触機会を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めています。 特別の事情もなく、長期（1年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、特別療養費の適用を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても、個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。 また、保険料滞納世帯に対して滞納処分を行う際にも、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査したうえで、まず差押予告を行い、滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促すなどきめ細かく丁寧な対応を行っています。 これによってもなお、特別な事情が無いにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	2 6 4 ①
項目	<u>地元商店、商店街、中小企業のくらしと営業をまもるため、当面消費税 5 %引き下げへの声を国に反映すると同時に、実効ある中小企業振興条例に改定する。</u>ゼロゼロ融資を継続すること。インボイス制度はやめる。
(回答) 本市では、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして取り組んでいくことを明確化するため、平成 23 年 11 月に策定した「大阪市中小企業振興基本条例」のもと、中小企業の経営基盤の強化や成長への挑戦を支える取組を推進しています。 具体的には、大阪産業創造館を中心に中小企業の経営基盤強化や成長促進、創業促進の各種支援プログラムを提供し、経営課題の解決や販路の拡大等につなげるほか、大阪産業技術研究所において、技術面の課題解決や新たな技術・製品開発等を支援しております。 併せて、制度融資等の実施を通じた中小企業の資金調達の円滑化の支援や、商店街・小売市場などの小売商業の支援に取り組んでいます。 (下線部について回答)	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（地域経済戦略担当） 電話：06-6615-3774

番号	2 6 4 ①
項目	地元商店、商店街、中小企業のくらしと営業をまもるため、当面消費税５％引き下げの声を国に反映すると同時に、実効ある中小企業振興条例に改定する。<u>ゼロゼロ融資を継続すること。</u>インボイス制度はやめる。
(回答) 本市では、国が発動したセーフティネット保証に対応し、ゼロゼロ融資からの借換え需要や物価高騰等に対する資金繰りを支援する大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を迅速に行うなど、事業者の皆様の資金繰りの支援に取り組んでいます。 (下線部について回答)	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-6264-9844

番号	2 6 4 ②
項目	コミュニティ形成づくりに中心的役割を果たしている商店街（お店）の存続、発展のため、改悪し実施された大店立地法（2000 年）を撤回し、大店法を復元するよう働きかけること。
（回答） 大規模小売店舗立地法は、小売業をとりまく環境変化を踏まえ、大規模小売店舗法の「中小小売業の事業活動の機会の適正な確保」から「大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることの確保」にその目的を変更し、大規模小売店舗を設置する者に対しその施設の配置及び施設の運営方法について配慮を求めることにより、小売業の健全な発達を図るものです。 本市といたしましては、商店街の存続、発展を目的として、地域の安全・安心や来街者の利便性の向上を図るハード事業（アーケード、街路灯、駐輪場の整備など）にかかる事業費の一部助成や、これまで活性化に取り組み成果をあげている市内商店街のキーパーソンや専門家を派遣し、その成果事例や経験の伝承及び実践的な取組等を支援するあきない伝道師による商店街強化事業といった様々な支援施策を展開しております。	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（商業担当） 電話：06-6615-3781

番号	2 6 4 ③
項目	大阪信用保証協会を市信用保証協会と府信用保証協会の元に戻す。
(回答) 大阪市信用保証協会と大阪府中小企業信用保証協会については、二重行政の解消による一層の行政コストの削減や、保証協会自身の経営効率化による経営基盤の強化を図り、今後とも継続して中小企業者への資金供給の円滑化に取り組むため、平成 26 年 5 月 19 日付けで合併し、「大阪信用保証協会」として営業を開始しております。	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-6264-9844

番号	2 6 4 ④
項目	中小企業に対して「住宅リフォーム助成制度」制定や、「小規模事業登録制度」の設置を行う。
(回答) 住宅リフォームに関する助成制度について、中小企業支援の観点では、国、大阪府などの各種支援施策も踏まえ、効果的な支援施策を総合的に実施することとしており、住宅の耐震化や空家の利活用、子育て世帯等の市内居住の促進、高齢者等の生活支援という観点から、住宅の改修やリフォームにかかる助成などを進めているところです。 【参考：本市で実施している住宅の改修やリフォームにかかる助成・給付制度】 ・民間住宅の耐震化を促進することを目的とした、耐震診断費や耐震改修費に対する助成（事業所管：都市整備局） ・空家の利活用の促進を目的とした住宅の性能向上や地域まちづくりに資する空家の改修費等に対する助成（事業所管：都市整備局） ・子育て世帯等の市内居住の促進や、民間賃貸住宅ストックの有効活用を目的とした、民間賃貸住宅の改修工事費に対する助成（事業所管：都市整備局） ・高齢者等の世帯が介護保険制度の住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うに際して、介護保険制度に関連するが支給対象とならない部分の住宅改修が必要な場合に、その費用の一部を給付（事業所管：福祉局） (下線部について回答)	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（地域経済戦略担当） 電話：06-6615-3774

番号	2 6 4 ④
項目	中小企業に対して「住宅リフォーム助成制度」制定や、<u>「小規模事業登録制度」の設置を行う。</u>
(回答) 本市では、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、①中小企業者が受注可能なものは、優先的に中小企業者に発注する、②分離・分割発注に努める、③発注情報の提供を行うなど、中小企業者の受注機会の増大に努めています。 随意契約ができる金額につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により定められていますが、本市では随意契約ができる少額の場合でもできる限り入札による契約を行うとともに、随意契約を行う場合でも、公募などにより複数の申込者による見積り合わせを行うことにより、公正性・透明性・競争性の確保に努めています。 なお、小規模の改修や修繕工事などの少額の見積り合わせについては、事前に登録を行っていない入札参加資格未登録業者も含めることができることとしています。 (下線部について回答)	
担当	契約管財局 契約部 制度課 契約制度グループ 電話：06-6484-7062

番号	2 6 4 ⑤
項目	自営業者の家族従事者（業者婦人）の自家労賃（働き分）を経費としない所得税法第 56 条の廃止を国に強く求める。
（回答） 事業所得に係る必要経費については、所得税法第 37 条第 1 項にて定められており、所得税法第 56 条におきまして、事業主と生計を一にする配偶者等の親族への給与等については、事業主の所得金額の計算上、必要経費に算入せず、また、その親族が受けた給与等についてもなかったものとするものとされております。 一方、同法第 57 条におきましては、簿記等による記帳義務のある青色申告者には、その親族への給与等の全額を事業主の必要経費と認めるとともに、その親族の給与所得とするとした特例が設けられており、また、青色申告以外の白色申告者にも一定の金額について、同様に取り扱うこととされております。	
担当	財政局 税務部 課税課（個人課税グループ） 電話：06-6208-7751

番号	2 6 4 ⑥
項目	区として業者婦人の実態調査をただちに行い、その地位改善に取り組む。
(回答) 大阪市では、令和３年３月に「大阪市男女共同参画基本計画～第３次大阪市男女きらめき計画～」を策定し、男女共同参画・女性活躍の視点を本市のあらゆる施策に反映して取組を進めることとしています。 実態調査につきましては、区の特性による差よりも業種・業態による差が大きいと思われる、また地位改善についても区単独というよりも市全体で取り組んでいくべきものであると考えられるため、全市的に実施されるよう関係局と連携して取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625

番号	2 6 5
項目	<u>不安定な非正規労働者が正規雇用などへと、安心して暮らしができるように、抜本的施策を国に求める。</u>また大阪市として正規雇用を原則として保健師、教職員、保育士、コミュニティコーディネーターなど大幅増員を行なうこと。
(回答) 多様な働き方がある中で、不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、様々な課題に直面している方に対して就労支援がなされているところです。 とりわけ国においては、同一企業における正社員と非正規社員の間不合理な待遇差の解消を目的として、2020年4月に「パートタイム・有期雇用労働法」を施行させております。 また、大阪府域では、大阪労働局の主宰による政労使の情報提供及び意見交換の場としての「大阪働き方改革推進会議」が平成27年11月に設置されて、推進会議の中で雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保し非正規雇用労働者の処遇改善を進めるため「パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に加え、無期転換ルール」の周知、正規雇用を希望する非正規雇用労働者に対する正社員転換等の支援等の周知・徹底が進められております。 本市におきましては、この「大阪働き方改革推進会議」に参画し、国や大阪府の関係機関との連携を図りつつ、労働関係法令の遵守や国等の諸制度の周知などの取組を進めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	2 6 5
項目	不安定な非正規労働者が正規雇用などへと、安心して暮らしができるよう、抜本的施策を国に求める。<u>また大阪市として正規雇用を原則として保健師、教職員、保育士、コミュニティコーディネーターなど大幅増員を行なうこと。</u>
(回答) 本市では、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」のもと、人員マネジメントを適切に行いながら、スリムで効果的な業務執行体制を構築するとともに、新たな市政課題や住民の多様なニーズに対応するため、スクラップアンドビルドなどを行いながら、職員の適正配置に努めています。 なお、本市重点施策の推進や臨時的事象への対応など、市長が特に必要と認める場合には職員数を増員して対応することとしています。 (下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	2 6 5
項目	不安定な非正規労働者が正規雇用などへと、安心して暮らしができるよう、抜本的施策を国に求める。また大阪市として正規雇用を原則として保健師、 <u>教職員</u> 、保育士、コミュニティコーディネーター <u>など大幅増員を行うこと。</u>
(回答) 教職員定数については、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	2 6 6
項目	ブラック企業の規制や <u>ワーキングプア</u> をなくすため、時給1500円以上の「 <u>公契約条例</u> 」をつくる。
(回答) 最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。 このため、本市では、府内事業者にかかる労働関係法令について網羅された大阪府作成のパンフレットを、電子調達システムウェブサイトや入札参加資格承認メールへ掲載し、また、落札者へ配付することにより、事業者への周知徹底に努めています。 また、本市の契約においては、業務委託の入札の方法として、価格以外の要素を考慮しつつ、最も有利な相手方を落札者とする総合評価一般競争入札制度を一部導入しており、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するとともに、ダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果을あげているところです。さらに、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しを行い、令和2年度公告案件から適用しています。 さらには、本市が発注する業務委託契約等においては、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。 加えて、令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。 この他にも、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴収することとしており、より適正な賃金・労働条件の確保に取り組んでいるところです。 今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	契約管財局 契約部 制度課 契約制度グループ 電話：06-6484-7062

番号	3 6 7 ①
項目	従来の敬老無料パスに復元すること。
(回答) 敬老優待乗車証交付制度は高齢者の方々に敬意を表するとともに、高齢者の社会参加の推進を図ることを目的としたいきがい施策です。 敬老優待乗車証（敬老パス）をお持ちの方は、O s a k a M e t r o（オオサカメトロ）が運行する地下鉄、ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを1乗車50円でご利用いただくことができます。 本制度は多く的高齢者に利用されており、高齢者の方の生きがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重要な制度であることから、今後も制度を維持継続していくために、1乗車50円のご負担をいただいております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	3 6 7 ②
項目	高齢者世帯等の上下水道料金福祉措置を復元すること。
(回答) 大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成 25 年 10 月に水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行ってきたところです。 今後も、高齢者や障がい者等への支援施策等の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	3 6 7 ③
項目	補聴器に公的補助を 25000 円から大幅に増額すること。
(回答) 本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しております。 本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1 人の対象者につき 25,000 円を上限としております。 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましては、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成 30 年度から「補聴器を用いた聴覚障がいへの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、この間、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的助成制度を創設すべきであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	3 6 7 ④		
項目	高齢者の暮らしの実態把握に努め、行政の責任で安心して住み続けられる、環境、基盤づくりを計画的にすすめること。		
(回答) 本市では、「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる令和 7 年、さらにはその先の団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年の社会を見据え、高齢者が可能な限り地域で尊厳を保ち、能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者のための施策も包含した総合的な計画として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策を推進しているところです。 令和 9 年度からの第 10 期計画の策定にあたっては、65 歳以上の高齢者を対象に世帯の状況、日常生活の状況、高齢者向けサービスの利用状況と利用意向、介護保険サービスの利用状況と利用意向、介護の状況など、高齢者の実態を把握するため、令和 7 年度に「大阪市高齢者実態調査」を実施します。 今後とも、高齢者とその家族形態のニーズの変化等の把握に努め、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人ひとりが地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざしてまいります。			
担当	福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8026
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課（認知症施策グループ） 電話：06-6208-8051

番号	3 6 7 ⑤
項目	区内に低額の年金で入れる特養ホーム、老人ホームを増設すること。特養入居待ちを早急に解消すること。
(回答) 本市では、3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、令和6年度～令和8年度を計画期間とする現計画では、特別養護老人ホームの整備目標について、令和8年度末の定員数を14,900人に設定しております。令和7年6月1日現在、東住吉区内の特別養護老人ホームは12施設846人分が開設されているところです。 有料老人ホームについては、令和7年6月1日現在、東住吉区内では55施設2,617人分が開設されているところです。 特別養護老人ホームの整備にあたっては、今後とも引き続き必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう、要介護者数の伸び等を勘案し、必要となる整備目標を定め、入居待ちの解消に努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	3 6 7 ⑤
項目	区内に <u>低額の年金で入れる特養ホーム、老人ホーム</u> を増設すること。特養入居待ちを早急に解消すること。
(回答) 介護保険サービスの利用料につきましては、サービスに係る費用の1割、2割又は3割を負担していただいておりますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下（令和7年8月からは80万9千円以下に変更予定）の利用者負担段階が第2段階の方については、平成17年10月から月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護サービス費を支給しております。 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の居住費、食費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額と負担限度額との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給し、負担軽減を行っています。 さらに、社会福祉法人等が提供するサービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等と協力して実施しているところです。 （下線部について回答）	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付G） 電話：06-6208-8059

番号	3 6 7 ⑥
項目	区内に在宅で待機している数多くの障がい者が選択できるだけのサービスの量を保障すること。
(回答) 本市では、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、令和6年3月に策定した「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、様々な施策を推進しています。 障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保のための方策については、障がい福祉計画、障がい児福祉計画において、国の基本指針や大阪府の基本的な考えに基づき成果目標を設定するとともに必要なサービス量等を定めています。 今後もこれらの計画に基づき、障がい者施策のより一層の充実に向け取り組んでいくとともに、障がいのある人が必要なサービスを安心して利用できる恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう、施策の推進に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	3 6 7 ⑦
項目	リフトが必要な障がい者の費用は、全額補助とする。
(回答) 重度障がい者日常生活用具給付事業の移動用リフトは、下肢または体幹機能障がい２級以上の方、もしくは、難病患者等でその疾病が起因となり下肢または体幹機能に障がいがあり、常時介護を要する方を給付対象者としております。 給付限度額につきましては、市場調査、他都市との均衡等を踏まえながら決定しております。また、自己負担額については、世帯の所得状況に応じて決定しています。応能負担の考え方は、本制度をはじめ、さまざまな障がい者福祉施策を持続可能な制度とするために不可欠な考え方であることから、ご理解いただきますようお願いします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	3 6 7 ⑧
項目	区内の障がい者施設に区の様々な仕事を最大限発注する。
(回答) 大阪市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年4月施行）に基づき、本市における調達方針を策定しています。 当区といたしましても、当該方針に基づき、発注可能な案件がある場合は優先発注するよう取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9631

番号	3 6 7 ⑨
項目	区役所で障がい者の物品販売、作品展等を行うこと。
(回答) 当区役所におきましては、庁舎の構造上、各階とも広いロビーがなく、来庁者の方がゆったりご覧いただけるスペースや動線を確保することが困難な状況にあり、適切な場所を確保できないためお引き受けできません。 なお、作品展等については、区内の関係団体等から要望がありましたら展示の規模や運営方法を調整させていただきます。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9626 東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9857

番号	3 6 8 ①
項目	大阪市の最重要課題である、すべての希望者が保育所に入所できる待機児童解消のため、小規模保育所や「保育ママ」の依存でなく本来の公立保育所・認可保育所の増設を抜本的に行い公的責任を果たす。
(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とするすべての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所を始め既存施設の定員や状況等も考慮しております。 公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティーネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（環境整備グループ） 電話：06-6208-8126 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345・9109

番号	3 6 8 ②
項目	病児保育を拡充する。
(回答) 本市では、病児・病後児保育事業について、増大する保育ニーズに対応するため、実施施設への財政支援を充実させ、既存施設の安定的な運営及び新規開設の促進を図り、受け皿の確保に努めてまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112

番号	3 6 8 ③
項目	安全、安心確保のため、保育士の人員配置を1人ずつ増やす。
(回答) 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 なお、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8018

番号	3 6 8 ④
項目	<u>公立、民間保育士の処遇を、当面月 6 万円引上げるなど大幅に改善すること。</u>
(回答) 地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされており、本市においては、本市人事委員会からの勧告に基づき、議会での議決を経て職員の給与に関する条例に定めています。 (下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 給与課 (給与グループ) 電話 : 06-6208-7527

番号	3 6 8 ④
項目	公立、<u>民間保育士の処遇を、当面月 6 万円引上げるなど大幅に改善すること。</u>
(回答) 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう他都市と連携を図り、引き続き国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望してまいります。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ) 電話：06-6208-8105

番号	3 6 8 ⑤
項目	0～2歳児の保育料を無料にすること。
(回答) 家庭状況にかかわらず、経済的な不安を感じることなく、等しく子育て、教育ができる環境を整えるために、0～2歳児の保育料の無償化に最優先で取り組んでいます。 一方で無償化にあたっては、さらなる保育ニーズの増加に対する受け皿や、保育人材の確保、多額の財源確保など、乗り越えていかなければならない様々な課題があるため、保育料の無償化については段階的に進めることとし、まずは令和6年9月より保育料の多子軽減にかかる所得制限の撤廃と第2子の保育料無償化を実施しました。 第1子の無償化については、引き続き課題の解決に努めつつ、検討してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用グループ） 電話：06-6208-8106

番号	3 6 8 ⑥
項目	オムツ代をゼロにするなど、公的保育支援を強化する。
(回答) 本市では、平成 28 年度より国の実施要綱に基づき大阪市にお住まいの生活保護世帯及び保育認定の里親世帯のこどもの支給認定保護者を対象に、オムツ代を含めた日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等について、1 月あたり 2,700 円を上限に給付する事業を行っています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ） 電話：06-6208-8259

番号	3 6 8 ⑦
項目	公立保育所の民間委託は撤回し、市の公設公営に戻すこと。
(回答) 公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティーネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国につながる児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティーネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345・9109

番号	3 6 8 ⑧
項目	ジェンダー平等推進のため、クレオ大阪5館を復活拡充すること、また、東住吉区に「女性センター」を建設し、シングルマザーの相談など取り組みを強化すること。
(回答) 平成24年7月末にとりまとめた市政改革プランに基づいて検討を進め、中央館を基幹的な機能を有する館として、他の4館を地域の男女共同参画を推進するサテライト機能を持つ地域館として位置付け、専門相談、全市的な情報発信、調査研究を実施しています。 本市の男女共同参画施策の推進拠点であるクレオ大阪については、市内を5ブロックにわけ各ブロックに1館整備し、市内南部のブロックには平野区内にクレオ大阪南を整備しています。 今後も、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、本市男女共同参画基本計画に基づき、効果的、効率的に男女共同参画施策を推進してまいりたいと考えております。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	3 6 8 ⑧
項目	ジェンダー平等推進のため、クレオ大阪5館を復活拡充すること、また、 <u>東住吉区に「女性センター」を建設し、シングルマザーの相談など取り組みを強化すること。</u>
(回答) 東住吉区においては、ひとり親家庭及び寡婦の方に対する相談・情報提供機能の充実と従業支援を推進するため、毎週火・水・金曜日、ひとり親家庭サポーターによる相談窓口を開設し、各種支援につなげているところです。 引き続き、相談窓口についての効果的な広報・周知につとめながら支援に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9852

番号	3 6 8 ⑨
項目	子育てサークルなどへの支援を強める。
(回答) 本市では、各区子ども・子育てプラザにおいて、子育てサークルや子育てサロンに子育て情報や活動場所を提供するなど、地域の自主的な子育て活動を支援するとともに、こどもの健全育成事業に取り組むなど地域福祉活動の推進を図る「子育て活動支援事業」を実施しています。 また、男女共同参画センター子育て活動支援館や各区子ども・子育てプラザにおいて、子育てサークルや子育てサロンに対する遊具の貸し出し、子育てサークル運営者対象の講座等を実施し、支援を行っています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112

番号	3 6 8 ⑨
項目	子育てサークルなどへの支援を強める。
(回答) 東住吉区では、地域の親子サロンにおいて、育児不安や育児困難感の軽減を目的に、保健師による健康相談の他、養育者の健康講座や妊産婦教室を実施するなどしており引き続き支援を行っていきます。	
担当	東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9968

番号	3 6 8 ⑩
項目	区内に、就学前教育を充実するために、一園もない公立幼稚園を建設すること。公的責任を果たし、公立幼稚園の廃園民営化計画を断念すること。
(回答) 幼児に対する施策につきましては、公私立幼稚園及び公私立保育所等を視野に入れながら総合的に検討を行う必要があります。 幼稚園入園園児数が減少傾向にある中、また入園希望に対しては市立私立双方の幼稚園が相まって対応していることから、新たな市立幼稚園の設置については、困難な状況であります。「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (幼稚園運営企画グループ) 電話：06-6208-8165

番号	3 6 8 ⑪
項目	小学校区に一館の児童館（子どもキッズ）とスポーツ施設、安心して遊べるように公園・広場を整備すること。
（回答） 本市では、児童館が果たしていた子育て支援及び児童健全育成機能を再編強化し、各区子ども・子育てプラザにおいて、子育てサークル・サロンへの情報提供及び活動の場の提供、児童の遊び場の提供、行事の開催、クラブ活動など、子育て活動の支援及び児童の健全育成に取り組んでいるところです。 （下線部について回答）	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課（子育て支援グループ） 電話：06-6208-8112

番号	3 6 8 ⑪
項目	小学校区に<u>一館の児童館（子どもキッズ）とスポーツ施設</u>、安心して遊べるように公園・広場を<u>整備すること。</u>
（回答） 本市では、生涯を通じて多様なスポーツ活動に参加し、健康づくりに積極的に取り組める場を提供するため、だれもが身近なところで手軽にスポーツを楽しめる施設として、地域スポーツセンターと1年を通じて水泳を楽しむことのできる屋内プールを1区に1館設置しております。 （下線部について回答）	
担当	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課（スポーツ施設担当） 電話：06-6469-3870

番号	3 6 8 ⑪
項目	小学校区に一館の児童館（子どもキッズ）とスポーツ施設、 <u>安心して遊べるように公園・広場を整備すること。</u>
（回答） 公園整備については、地域の状況や特性、予算状況等を考慮して整備を進めております。また、老朽化した施設の改修や段差の解消等バリアフリー化、園内の見通しの確保など安心・安全に配慮した整備を進めております。 （下線部について回答）	
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6864

番号	3 6 8 ⑫
項目	学童保育補助金などを抜本的に拡充し、希望者全員が入れるようにすること。父母負担の大幅軽減をはかる。区役所に学童保育の窓口を設置し、繰り返し広報などで学童保育所の役割を広く知らせる。各学校での入所説明会などを開く。
(回答) 大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の取り組みに対する補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。 本市における放課後児童施策は市内のすべての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に無料で実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブへの補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、放課後児童クラブに対しては事業に要する経費の一部を補助しています。 平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、本市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算を行い、障がい児受入推進加算補助金等を含め、補助金交付基準の引き上げを行っております。 また、平成 29 年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和 4 年 2 月からは、放課後児童支援に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための補助を実施しています。加えて、令和 6 年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を 2 名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っております。 「留守家庭児童対策事業」は、民設民営で実施する留守家庭児童を預かる取り組みに対する補助事業であることから、各事業者において広報活動等を行われるのが基本と考えております。 その上で、事業を所管しているこども青少年局において、市民からの問い合わせや相談などに応じるとともに、本市ホームページにおいて、放課後児童クラブの実施場所や連絡先を掲載したうえ、令和 6 年 3 月から、希望する放課後児童クラブについて、実施場所をクリックすると放課後児童クラブのホームページへ移行できるよう、リンクの貼り付けを行っております。 さらに、留守家庭児童対策事業と児童いきいき放課後事業の実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを作成しており、各区への配布や、各小学校への情報提供など、周知を図っております。	

担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559
----	--

番号	3 6 8 ⑬
項目	空家対策事業の一環として学童保育所の場所として確保すること。
(回答) 本市では、「大阪市空家等対策計画」に基づき、実情に合わせた行動計画等を策定し、区役所が拠点となって、特定空家の是正等に取り組むこととしています。 空家の利活用についても、所有者等から学童保育所の場所としての活用相談があった場合には、各局が所管している補助制度等をご紹介します。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9917

番号	3 6 8 ⑭
項目	「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用するなど支援員の処遇の改善をはかる。
(回答) 放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の処遇改善と、安定的・継続的な保育による質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための補助を実施しています。加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っています。	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9559

番号	3 6 8 ⑮
項目	区内に公的病院を建設すること。その際救急医療小児科・産科も設けること。
(回答) 大阪市では、医療法第 30 条の 4 に基づく「大阪府医療計画」により、超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築を図るため、初期救急や小児・周産期医療体制の確保をはじめ、地域の実情に応じた医療提供体制を確保すべく、大阪府と連携し取り組みを進めております。 救急医療体制については、大阪府医療計画に基づき、初期救急は大阪市、二次救急は大阪府と大阪市、三次救急は大阪府が整備することとなっています。 大阪市は、初期救急医療体制として夜間休日急病診療所を 1 か所、休日急病診療所を 6 か所整備し、小児科の診療を行っております。 なお、東住吉区の中野休日急病診療所におきましては、平日夜間の診療を行っております。 また、周産期医療対策としては、大阪府、堺市と共同し大阪府医師会をはじめ医療機関の協力を得て、休日・夜間等において産婦人科の救急患者を受け入れる病院を当番制により確保しているほか、妊娠、出産から新生児を対象とした緊急搬送体制の確保や 24 時間体制で高度な医療に対応可能な周産期緊急医療体制についても整備しております。 今後とも、必要な医師の確保をはじめ、救急医療を支える仕組みづくりについて、国に要望いたしますとともに、大阪府はもとより大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、救急医療体制の確保に取り組んでまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	3 6 8 ⑩
項目	中野救急診療所の待合室、駐車場を広くすること。
(回答) 東住吉区の中野休日急病診療所については、平成 18 年に建て替えにより医療機能の充実を図るとともに診療所スペースの拡充を図ってまいりました。 駐車場につきましても、利用者の方の利便性を勘案し、平成 24 年度より別途隣接地にスペースを確保したところですが、駐車スペースには限りがございますので、可能な限り公共交通機関等をご利用いただくなどご理解とご協力をお願いしているところです。 今後も大阪府・大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、救急医療体制の確保に取り組んでまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9940

番号	3 6 8 ⑰
項目	独立行政法人化された大阪市の病院を元に戻す。「住吉市民病院」を復元すること。
(回答) 大阪市立市民病院（市立総合医療センター、市立十三市民病院、市立住吉市民病院）は、平成26年10月1日から地方独立行政法人大阪市民病院機構に移行しました。 地方独立行政法人化することにより、市民病院の自律性と機動性を高め経営基盤をより安定化し、良質な医療サービスをより効率的・効果的に提供できるよう努めているところです。 市立住吉市民病院におきましては、平成30年3月末をもって廃止いたしましたが、同年4月より、府市共同で大阪急性期・総合医療センター内に「府市共同住吉母子医療センター」を開設し、24時間365日の小児救急対応等に加え、最重症合併症妊産婦等のハイリスク症例への対応の強化など、高度医療の充実と、住吉市民病院が担っていた医療機能を継承しています。 なお、市立住吉市民病院の跡地につきましては、市立弘済院が提供してきた認知症医療に加え小児・周産期医療に対応する新病院等を整備し、その運営を公立大学法人大阪が行う計画となっており、市民病院機構におきましては、新病院が開設されるまでの間、小児科・産婦人科を標榜する市立住之江診療所を開設し、地域医療の確保に努めているところです。	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援グループ 電話：06-6208-9897

番号	3 6 8 ⑱
項目	18 才までの子どもたちの医療費窓口負担をゼロにすること。
(回答) 本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成しています。一部自己負担額の撤廃につきましては、給付の仕組みそのものに関わるものであり多額の財源が必要となることから、困難であると考えております。なお、福祉医療費助成制度は本来、国の責任において行うべきものであると認識していますので、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	3 6 9 ①
項目	憲法 25 条と生活保護法に基づいて、生活実態に見合った生活保護行政を行う。 求職者支援制度の訓練の強制などにより不当に受給者を締め出さないこと。 当事者の声をよく聞くこと。
(回答) 申請に来られた方、また被保護者の方に対しては、ご本人から十分に状況をお伺いし、活用できる他法・他施策の活用等を検討した上で、法の趣旨・原則に基づき、個々の世帯に応じた保護を行っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3 6 9 ②
項目	生活扶助費や一時金などの生活保護の切り捨てをやめ復活する。母子加算の存続と高齢者加算を復活させる。申請用紙を窓口置く。
(回答) 夏期と歳末の見舞金は、一定の目的を達成したものとして平成 16 年度末に廃止したところであり、復活させることは困難です。 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体には裁量の余地はありません。 申請に来られた方に対しては、今の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請書をお渡ししています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3 6 9 ③
項目	保護費に明細をつける。家賃支給漏れなど役所のミスは直ちに改め、是正する。
(回答) 新規開始時と扶助額に変更があった際に、その扶助別金額、収入認定の状況、最低生活費等を明示した保護決定通知書により保護費を通知しています。保護費について不明な点がありましたら、担当ケースワーカーへ問い合わせいただければご説明します。 家賃支給漏れなどについては、日常からケースワーカーの研修や、査察指導員のチェック体制の整備等によりこれを生じないように指導しているところです。 また、漏給があった場合には実施要領に従い速やかに確認月の前々月分まで遡及して支給しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3 6 9 ④
項目	医療券では急病に間にあわないので、「医療証」に改める。
(回答) 医療券方式から医療証方式への変更につきましては、生活保護法施行規則及び医療扶助運営要領の改正を必要とするため、本市単独で実施することはできません。 本市におきましては、被保護者の方の受診の際の利便性を図るため、平成 15 年 8 月から「休日・夜間等診療依頼証」を作成し、保健福祉センターが閉庁している休日や夜間の時間帯に受診が必要となった場合には、同依頼証を医療機関に提示していただければ、速やかに診療が受けられるよう医療機関に依頼しているところです。 なお、生活保護法の改正に伴い、令和 6 年 9 月に医療扶助にオンライン資格確認を導入し、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととしています。 そのため、本市におきましては、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3 6 9 ⑤
項目	通院のための移送費を従来どおり支給する。
(回答) 通院のための移送費については、国の通知に基づき、従前と同様、給付要否意見書等の 挙証資料及び嘱託医審査により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。 なお、費用については、必要最小限度の実費の額とされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3 6 9 ⑥
項目	ケースワーカーを社会福祉法の配置基準に増員すること。
(回答) 福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。 また、生活保護実施体制につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 加えて、調査業務の補助をおこなう職員や高齢世帯への訪問をおこなう職員、自立支援プログラムにより必要な支援をおこなう職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	3 6 9 ⑦
項目	国のさらなる制度改革を撤回させること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体には裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	3 7 0
項目	野宿生活者への生活支援や就労などの抜本的・総合的対策をすすめること。
(回答) 本市では、「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（2024（令和6）年度～2028（令和10）年度）」を策定し、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たに野宿生活になることを防止するため、次の3つの取組方針を掲げ、施策を推進しています。 ① 安定した住居における個別支援の実施 現状の施設の利用は短期間及び集団生活となっており、これが自立の促進に影響を及ぼしているため、本市が安定した住居を提供し地域での居宅生活に向けた個別支援を行い、自立の促進を図ります。 ② 若年層、新規層への積極的な働きかけ 巡回相談員が市内各所を巡回してホームレスの生活・健康・悩みなどについて面接を実施し、必要に応じて医師による健康・精神保健相談を行います。また、日中の巡回相談だけでなく、早朝・夜間帯の巡回相談を実施し、早期発見・支援を行います。 ③ 就労支援施策の充実 再野宿を防ぐため、自立支援センターの退所者に対するアフターケア事業の実施や、民間事業所等と連携した多様な職業訓練の実施や、ホームレスの雇用推進を図ります。 上記のとおり取り組むため関係機関と連携し、引き続きホームレスの自立を支援する施策を推進し、地域住民も良好な環境の中で暮らせる地域社会を目指してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 ホームレス自立支援グループ 電話：06-6208-7924

番号	4 7 1
項目	どの子にも安全でゆきとどいた教育をすすめるため、また不登校・いじめにももっとも有効な 20 人学級を展望しながら少人数学級（30 人学級）をすすめる。当面、35 人学級を大阪市独自で、中学校全学年ただちに実施する。
（回答） 公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級35人を標準とし、令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされ、本年度より小学校 1 年生から小学校 6 年生まで35人を標準として学級編制を行っております。 なお、中学校及び義務教育学校後期課程は引き続き 1 学級 40 人が標準とされており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番号	4 7 2
項目	ゆきとどいた教育をすすめるため、同時に「働き方改革」を行うため、教職員の大幅増（小学校では専科教員の増員など）を抜本的にすすめること。当面、市独自で現在の1.2倍増とすること。また病欠、産休などの代替教員をすみやかに配置し、「先生がいない」状況を生み出さないこと。
	（回答） 教職員定数については、定数改善を国へ要望してまいりたいと考えております。 なお、本市としましても、国の方針を踏まえ、これまでも段階的に、小学校における教科担任制（専科指導）を拡充してきたところです。 今後もこれまで以上に、教科担任制（専科指導）を推進し、専門性の高い教科指導を行うことで、教育の質の向上を図るとともに、複数の教員が関わり、チームとして対応することで、児童の学習や生活の様子を多角的にみることができ、安心した学びや、児童の躰き等の早期発見に繋がるものと考えております。 併せて、教科担任制（専科指導）の推進に伴い、教員の授業時間数も軽減され、学校現場における働き方改革にも寄与できるものと考えております。 また、小学校への専科指導教員の増配置についても、積極的に国の小学校専科指導に係る加配定数を確保（活用）していく予定です。 産育休に係る代替講師につきましても、本市では令和2年度より、講師確保の観点から4月以降の産育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より配置を行っており、年度途中からのフルタイム講師の確保が困難な場合には、非常勤講師を柔軟に配置するなどの対応も行っております。 その他、教員採用選考テストにおける「大阪市立学校園現職講師特例」の実施や、地下鉄主要駅でのポスターの掲示や映画とのタイアップ広告等のPRの強化、講師登録会の夜間・休日開催、行政オンラインシステムを利用した講師登録等、さまざまな方策を講じております。 また、令和6年度からは新たに、全国初の制度として「本務教員による欠員補充制度」を創設し、年度途中における教員欠員状況の解消に努めてまいります。 今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、あらゆる方法を検討してまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	4 7 3
項目	「統制と競争」を激化させ、子どもと教育を破壊する「教育行政基本条例」「学校活性化条例」「教育振興基本計画」は撤回すること。
(回答) 大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例に関しましては、府市統合本部での議論をふまえ、市会において議決を得たのちに、「大阪市教育行政基本条例」につきましては平成 24 年 5 月 28 日に、「大阪市立学校活性化条例」につきましては平成 24 年 7 月 30 日にそれぞれ施行されたところでございます。 大阪市教育振興基本計画については、大阪市教育行政基本条例第 3 条に基づき定めています。現行の大阪市教育振興基本計画は、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、これまでの計画の取組の成果と課題を踏まえ、パブリック・コメントを通じた市民のみなさまの幅広い意見等も反映しながら、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議等を開催し、前計画の 2 つの最重要目標「安全・安心な教育の推進」と「未来を切り拓く学力・体力の向上」に「学びを支える教育環境の充実」を加えた 3 つを最重要目標として定めたところです。 今後も、教育の振興のための施策を総合的かつ体系的に位置付けた現行の計画に基づき、さまざまな取組の推進に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課 電話：06-6208-9098 教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9027

番 号	4 7 4
項 目	「学力テスト」の各学校点数公表は子どもたちと学校を点数競争にかりたて、共に学ぶ教育を破壊し、学校を序列化するものであり撤回すること。全員対象の「学力テスト」に参加しないこと。また内申書と直結させ、教育を破壊する中学生チャレンジテストを中止するよう府に強く働きかけること。小学 3 年生からの学力経年調査、5・6 年生のすくすくウォッチはやめること。
(回答) 平成 25 年度から、全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いにつきましては、大阪市立学校活性化条例、大阪市教育基本計画の趣旨に基づき、学校が保護者等に対して説明責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進すること等を目的として、校長は当該学校における平均正答率を含む調査結果（以下、「調査結果」）及び調査結果から明らかになった現状等を速やかに公表するものとしたしました。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた学校の校長は、調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表しないことができるとしております。 また、調査結果の公表にあたっては、調査結果の分析から明らかになった当該学校の取組の成果や今後取り組むべき課題及び調査の趣旨・目的等を併せて示すものとしております。 中学生チャレンジテストにつきましては、大阪府教育庁が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施しております。加えて、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供しております。 さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、その向上への意欲を高めることも目的としております。 いずれにいたしましても、本市教育委員会といたしましては、今後も大阪府教育庁と連携し、生徒の適切な評価について検討してまいります。 大阪市小学校学力経年調査につきましては、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならない力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しております。	

小学生すくすくウォッチにつきましては、大阪府教育庁が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。

また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況を把握し、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。

本市教育委員会といたしましては、小学校の早い段階から児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。

担当

教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 (調査分析 G) 電話:06-6718-7709
教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話:06-6208-9186

番号	4 7 5
項目	「学力テスト」「経年調査」「すくすくウオッチ」「チャレンジテスト」の数値を結果として、教員の人事評価、学校予算に反映させないこと。
(回答) 各種学力調査結果については、前年度からの向上度が運営に関する計画の全市共通目標に位置づけられており、その目標が校長自身の学力向上に関する目標設定に部分的にリンクするため、その達成度として校長評価に一部反映されますが、教員の人事評価については直接反映することはありません。 教育委員会としましては、今後も学校現場に相応しいより公平・公正で客観的な制度を構築し、人材育成や組織の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。 なお、令和7年度校長経営戦略支援予算について、「学力テスト」等の結果を反映することはありません。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9028 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9181

番号	4 7 6
項目	市内教育の「4ブロック化」は市長等の政治介入を促進するものであり撤回すること。
(回答) 教育委員会は、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保するため、首長から独立した行政委員会の一つの機関として、教育行政を担当しております。本市では「子育て・教育環境の充実」を掲げ、教育施策のさらなる充実を目指しており、これらの施策が約470校の全ての学校園で成果につながるよう、各校園の実情や課題に応じたきめ細やかな支援等を実施する必要があります。 そのため、令和2年4月に教育委員会事務局の初等教育担当と中学校教育担当を、支局部門の四つのブロック担当と本局部門の初等・中学校教育担当に再編いたしました。 今後も「4ブロック化」の仕組みを活用して、ブロックごとの実情や各校園の課題に応じ、安全・安心な教育の推進、学力・体力の向上、教育環境の充実に向け、きめ細やかな支援策を推進してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4 7 8
項目	「学校選択制」は「学力テスト」点数公表と相重って学校と子どもたちをさらに競争と選別にさらし、学校統廃合を促し子どもの登下校の安全性をおびやかし、地域コミュニティの崩壊を招くものであり撤回すること。指定外就学制度の内容については周知させること。
(回答) 教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応えていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成 24 年 10 月に策定いたしました。 学校選択制については、この方針のもと、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、平成 26 年度入学者より順次開始し、令和 4 年度入学者からは全区で学校選択制を実施しております。 令和 5 年 3 月には学校選択制にかかる検証報告書において検証の取りまとめを行いました。学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えております。 また、指定校変更の制度については、大阪市ホームページ等で周知しており、あわせて新入学時に保護者あて送付する就学通知書に同封し、お知らせしております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114

番 号	4 7 8
項 目	<u>「学校選択制」は「学力テスト」点数公表と相重って学校と子どもたちをさらに競争と選別にさらし、学校統廃合を促し子どもの登下校の安全性をおびやかし、地域コミュニティの崩壊を招くものであり撤回すること。指定外就学制度の内容については周知させること。</u>
(回答) 東住吉区におきましては、平成 27 年度から学校選択制を導入しており、毎年、新小 1 年生、新中 1 年生の保護者を対象に、学校選択制にかかる制度の事務改善や充実を図るため、アンケートを実施してきました。令和 3 年度には保護者以外にも、地域団体関係者や学校へもアンケートを行い、その調査・分析結果を公表しました。 当区における調査・分析では、「学校選択制は良い制度だと思うか」との設問に対し、全体の 73.1 %の保護者から肯定的な回答があり、自由意見では『親が子どもの教育について考えるきっかけになっているから』『校区の学校が遠くて通学が大変な子もいると思うから』『限られた学校ではなく、自分に合った学校が探せると思うから』『家庭の事情などそれぞれにあるので、選択できる方が良いかと思う』など、多くの保護者が本制度を肯定的に受け止めている結果となりました。 地域団体関係者へのアンケートでは、「学校選択制は良い制度だと思うか」との設問に対し、全体の 36.4%の関係者から肯定的な回答があり、否定的な回答は 36.3%とほぼ同じ結果となりました。また、『地域の繋がりが薄くなってきている』という意見がありますが、あなたはどうか」との設問 に対し、「思う」「どちらかと言えば思う」と回答した割合は、81.8%と高い結果であったものの、学校選択制が要因であると回答したのはその内の 12%であり、地域の繋がりの希薄化は制度導入以外の理由が主な要因であるととらえられていることがわかりました。 これらの分析・調査結果に加え、令和 4 年度に大阪市が 24 区のアンケート結果を集約した検証結果において、「多くの保護者からいい制度であると評価されており、今後も制度実施が必要であると考え」としていること、また、「学校選択制により自宅から近い学校を選択されることにより 通学の安全の確保につながっていると推察される」としていることから、当区としても、今後も学校選択制の実施は必要と考えております。なお、区内保護者から、学校選択の際の優先条件の導入を希望する声があったことを踏まえ、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子どもにとってもより良い教育環境の整備を進めるため、令和 7 年度より小学校の学校選択時においてきょうだい優先を導入することといたしました。今後も、学校選択制がより良い制度となるよう取り組み、子どもたちの教育環境の更なる充実・向上を図ってまいります。 (下線部について回答)	

担当	東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9923
----	------------------------------

番号	4 7 8
項目	「学校選択制」は「学力テスト」の点数公表と相重なって学校と子どもたちをさらに競争と選別にさらし、学校統廃合を促し子どもの登下校の安全をおびやかし地域コミュニティの崩壊を招くものであり撤回すること。<u>指定外就学制度の内容については周知させる事。</u>
(回答) 指定校変更・区域外就学の制度内容については、大阪市のホームページに制度案内を掲載するとともに、転入などによる就学通知書の発行時や新小学生や新中学生への就学通知書送付時に制度内容を掲載した案内を添付することにより周知しています。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 窓口サービス課 電話：06-4399-9963

番号	4 7 9
項目	不登校、いじめの原因ともつながる「校則」を教育の権利主体である子どもの意思も反映した、子ども、教職員、保護者の三者で現代に見合った改定をすすめるため、行政としての役割をはたすこと。
(回答) 生徒指導提要において、校則の内容によっては児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方について、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取したうえで定めていくことが望ましいと示されております。 これらを踏まえ、本市におきましても、校則が時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、適宜点検、見直しを図るよう各校へ通知をしております。 本市教育委員会といたしましても、引き続き学校園に対して、学校や地域の実情に応じて、校則の見直し等に取り組むよう周知してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4 8 0
項目	子どもたちを規則（厳罰）で管理・排除する非教育的な「学校安心ルール」（ゼロトレランス）を撤回すること。
（回答） 「学校安心ルール」は、【あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促す】ことを目的とし、各小中学校及び義務教育学校では、教育委員会が示したスタンダードモデルをもとに、各校の実情に応じたモデルを作成しております。 その運用につきましては、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう、各校に対して指示するとともに、毎年、教育委員会においても、その内容を点検しております。 今後も引き続き、校内教職員の共通理解、並びに保護者、関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」の適切かつ効果的な活用推進に努め、児童生徒の安全・安心と教育を受ける権利の保障に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導 G）電話：06-6208-9174

番号	4 8 1
項目	数々の不祥事が発生しているなど民間公募校長制は撤回すること。 また、校長の「スーパーリーダーシップ」制度は中止すること。
(回答) 校長公募につきましては、民間企業等で培われた柔軟な発想力、企画力を活かした学校運営により、学校組織が活性化されることを期待して実施しており、学校に多様な価値観を取り入れ、新しい風を吹き込むという観点からも外部人材を登用していくことは重要であると考えております。 積極的な情報発信や問題提起など、外部人材ならではの力を発揮している一方で、校長公募開始当初は、不祥事による懲戒処分等、順調でない面もあったことと認識しているところです。公募制度のあり方については、「公募制度のあり方検討プロジェクトチーム」による議論の結果を踏まえ、採用プロセスを見直すとともに適格性を欠くと認められた場合には当該職からすみやかに解任できる仕組みを構築してきたところです。 今後においても、外部人材の校長が十分に力を発揮することができるように支援するなど、教育委員会として責任を持って制度運用し、様々な課題に対応できる組織マネジメント体制を確立してまいりたいと考えております。 「校長裁量拡大特例校（スーパーリーダーシップ特例校）」につきましては、学校現場のリーダーシップを格段に強化し、学校力を飛躍的にアップする特例校として選定し、柔軟な取組を展開することで、学力等の課題解決をめざす事業でしたが、大阪市教育振興基本計画 ― 改革の第2ステージ ―（令和2年3月）「校長裁量拡大特例校」の設置取組スケジュールに記載のとおり、令和2年度末で終了しております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9027 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	4 8 2
項目	不公正な校長経営戦略予算はなくし、教育活動に不可欠な学校維持運営費を増額する
(回答) 校長経営戦略支援予算は、「学校が児童、生徒及び幼児並びに保護者及び地域住民その他の関係者の意向を斟酌し、教職員がその持てる能力を十分に発揮することにより、学校が児童等の活気にあふれる場となるようその運営を行い、もって児童等にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とした『学校活性化条例』」に基づき、実施されています。当事業により、校長がリーダーシップを発揮して、校長の裁量により学校や地域の実情に応じた取組を推進することで、学力向上や体力向上などに係る目標が達成され、学校の活性化につながるものと考えており、継続して実施してまいります。 また、学校維持運営費につきましては、各学校の児童生徒数や学級数等を勘案して、学校の日常の教育活動や管理運営に必要な経常的経費を計上しております。 今後とも、必要な見直しは行いながら、一定の教育水準を維持し児童生徒の教育活動に支障が生じないよう、必要な予算を措置してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9181 教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7794

番号	4 8 3
項目	「<u>学校活性化条例</u>」をテコにした小・中学校統廃合問題については、子どもたちに<u>大きな影響を与えると共に、学校は地域コミュニティ・文化の中核であり、災害時の避難場所であり、民主主義の根幹である選挙の投票場であり、歴史的に文化的に大切な場所でもあることを認識し、<u>基本的に行わないこと。</u></u>
(回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和２年４月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。 小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、これに対応するため、審議会から、令和６年３月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。 当該意見書を踏まえ、令和６年９月開催の総合教育会議では、中学校の学校配置の適正化の今後の進め方が協議され、その結果、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されました。これを受け、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和７年４月に条例を改正しました。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	4 8 4
項目	自校調理方式の中学校完全給食を、全校にすすめる。ランチルームをつくる。民間委託はしない。給食調理室のエアコン設置をただちにすすめること。
(回答) 中学校給食については、令和元年度２学期に市内の全中学校において、親子方式を中心に、自校調理方式を組み合わせた「学校調理方式」への移行が完了しました。 給食調理業務につきましては、令和７年４月現在、206校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により学校給食の水準を確保しつつ実施しており、今後も引き続き、適切な業務管理に留意し、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるように、進めてまいります。 なお、昼食時間は子どもたちにとって楽しい時間であり、子ども同士や子どもと教員が自然と打ち解け合い、仲間づくりができる食環境を充実させることは重要と考えております。 給食調理室のエアコン設置に関しましては、現在、小学校体育館へのエアコン整備の準備を進めており、また、特別教室にもエアコンが未整備の教室があるなど、全ての事業を一斉に進めることは困難な状況となっております。 しかしながら、少しずつでも給食調理室へのエアコン設置を進める必要があると考えており、令和７年度以降に設計に着手する新設の給食調理室にはエアコンを整備することとしております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143 教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	4 8 5
項目	学校園の洋式トイレの現状数値報告を早急にすすめること。
(回答) 老朽化した校舎を新しく建て替える際は洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、各学校の事情に合わせ和式便器から洋式便器への改修を順次進めております。令和6年度末時点で、大阪市立小・中学校全体の洋式化率は64.5%となっております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	4 8 6
項目	学校園のどの棟にも給湯設備を早急に設置すること。
(回答) 現在、市立の小学校及び中学校においては、職員室、保健室、管理作業員室、相談室、理科準備室、特別支援教室、多目的室、小学校家庭科室、小学校図工準備室、中学校調理室、中学校被服準備室、中学校美術準備室、給食調理室及びシャワー室に給湯設備を設置しております。それ以外の諸室には現在のところ設置の予定はございませんが、ご要望がございましたら、その必要性も含めまして関係先と連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。 今後とも、給湯設備を含めた安全・安心・良好な教育環境の確保に向けた学校施設の整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	4 8 7		
項目	各学校園に学校安全指導員を配置する。また、「子ども見守り活動」などに大阪市として必要な人員の確保や予算措置などで行政としての責任を果たす。		
(回答) 教育委員会では、学校の安全確保について、各校に防犯警備機器の整備を進めるとともに、平成 17 年 6 月より警察官経験者等による「子どもの安全指導員」を配置し、平成 19 年度からはすべての安全指導員を防犯に対して専門性の高い警察官経験者で構成し、体制強化を図りました。平成 26 年度以降は採用枠を拡充するとともに、各区の実情に柔軟に対応するため、各区における事業に移管し、子どもの安全確保に取り組んでいるところです。 現在、教育委員会として「子どもの見守り活動」などの予算措置はしておりませんが、子どもたちの安全確保をさらに推進するため「学校安全計画」を各校において策定し、計画的な安全教育の実施等により安全管理に努めています。また、各校において「警備及び防災の計画」及び「学校安全管理マニュアル」を作成など、各校の実態に応じた安全管理体制の確立に取り組むよう指示しております。 加えて、子どもの安全にかかる情報について、大阪府警察本部との連携のもと「安まちメール」「安まちアプリ」の情報配信を活用するとともに、地域の見守り隊、区役所の地域安全対策職員（安全パトロール隊）等との連携により、各校における地域全体での子どもの見守り体制の充実を図るよう努めております。 また、通学路については、「大阪市通学路安全プログラム」に基づき交通安全・防犯・防災の 3 観点において学校、区役所、関係機関が連携して合同点検を実施し、安全対策を推進しております。 なお、緊急性がある場合は、所轄警察や区役所地域安全担当等と連携を図り、対応してまいります。 引き続き、各校において地域、所轄警察署等と連携しながら、子どもたちの安全確保に向けた各取組を推進するよう努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 指導部	教育活動支援担当（生活指導 G）	電話：06-6208-9174
	教育委員会事務局 指導部	初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	4 8 7
項目	各学校園に学校安全指導員を配置する。また、「<u>子ども見守り活動</u>」などに大阪市として必要な人員の確保や予算措置などで行政としての責任を果たす。
(回答) 大阪市では、平成 17 年 4 月から子どもをはじめとする市民を対象に、市保有の作業用車両等約 2,100 台（令和 6 年 9 月末現在）による「あんしんパトロール」を実施し、犯罪等の現場に遭遇した際の被害者の保護や、警察への連絡・通報体制の整備など、街頭犯罪の抑止に努めております。 また、平成 18 年 4 月からは、全区役所に地域安全防犯担当職員（令和 6 年度：約 130 名）を配置し、犯罪や事故の未然防止を図るため、地域や所轄警察署をはじめとする関係機関と連携・役割分担し、学校園・道路・公園等地域の巡回監視、施設点検等を実施しております。 さらに、地域・行政・警察が情報を共有し連携して効果的な防犯活動を実施するための拠点となる「地域安全センター」を全小学校区に設置しております。 加えて、犯罪予防に効果的な防犯カメラ（ハード整備）について、平成 28 年度からの 3 年間で公園や通学路を中心に子どものための「見守りカメラ」を 1,000 台設置し、維持管理を行っております。 今後も、子どもの安全確保をはじめとする事業について、警察と連携し幅広い観点から地域の実情に応じた取組を実施してまいりたいと考えております。 (下線部について回答)	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話：06-6208-7317

番号	4 8 8
項目	<u>「子どもの貧困」が増大する中、「調査アンケート」結果をふまえて、区内の「子ども食堂」への公的資金などの抜本的支援や、保護者負担を軽減するなどの対策をすすめること。</u>スクールソーシャルワーカーを、小・中学校全校にただちに常勤で各校1名ずつ配置すること。
(回答) 東住吉区においては、子ども食堂が継続して運営できるよう、子どもの居場所の運営団体と連絡会議を組織し、各団体が運営上の課題解決を行えるよ、情報交換・交流のためのネットワークを作るとともに、区役所からは子どもの居場所の運営に役立つ情報の提供もタイムリーに行ってきました。 さらに、子どもの居場所を運営する団体と区役所・学校が連携して、課題を抱える子どもや子供の世帯が適切な支援を利用できるよう関係機関につないできたところです。 引き続き、現状を把握しながら子どもの貧困問題に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	東住吉区役所 保健福祉課 電話：06-4399-9852

番号	4 8 8
項目	「子どもの貧困」が増大する中、「調査アンケート」結果をふまえて、区内の「子ども食堂」への公的資金などの抜本的支援や、<u>保護者負担を軽減するなどの対策をすすめること。スクールソーシャルワーカーを、小・中学校全校にただちに常勤で各校1名づつを配置すること。</u>
(回答) 本市では、学校において日常使用する消耗品や備品の購入経費、図書の補充経費や光熱水費、建物修繕などは、「学校維持運営費」として公費で負担することとしておりますが、学校の教育活動を通じて生徒に直接還元される実験実習材料や修学旅行の費用などは、保護者の方にご負担いただいております。 教育委員会といたしましても、経費削減に努めているところでございますが、学校の教育活動にかかる保護者の私費負担が増えることのないよう、引き続き、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。 また、令和2年度より、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を全市24区すべてに学校数に応じて1～2名を配置しました。さらに、令和5年度よりSSWの増員を行い、現在はずべての行政区に2～4名を配置しております。 その活動として、学校からのさまざまな相談や派遣依頼に基づき、連携すべき関係機関等やその連携方法等について指導・助言を行っております。 （下線部について回答）	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導G）電話：06-6208-9174

番号	4 8 9
項目	<u>就学援助金を受けやすくする。また、区役所就援教育係を復活し、利用しやすくし、学校でも区役所でも受けつけるようにする。また、就学援助金の拡充をすすめる。</u>
(回答) 就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であるため、児童生徒一人ひとりに対してきめ細やかな教育的配慮を行うことができる学校において対応することが最適であり、申請受付も含めて教育活動とのかかわりの中で、運営しているところです。 そのため、市立の小・中学校を通じて、新入学及び在学の児童生徒の保護者全てに対して就学援助制度の「お知らせ」及び「申請書」を毎年配付するとともに、区広報紙（市政ページ欄）や大阪市のホームページへの掲載、「大阪市くらしの便利帳」「子育ていろいろ便利帳」等への掲載など、さまざまな手段により、丁寧な制度周知を行っているところです。 また、「お知らせ」については、ルビ入りのもの及び、外国籍の方についても申請しやすくわかりやすいものにするために、日本語以外（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン（タガログ）語、ベトナム語、ネパール語）のものも作成しています。さらに、保護者の方からの問合せなどにも留意し、「お知らせ」の紙面拡充や、より分かり易い紙面を心がけた見直し、カラーの制度概要ビラの作成などにも取り組んでおります。 なお、就学援助費のうち、学用品費、通学用品費につきましては、平成 20 年度から保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金相当の全額を支給対象としております。従前は校外活動費には上限額があり、援助の対象となる経費も限定されておりましたが、これまで対象外であった宿泊代、食事代、保険代も対象とし全額支給に改めております。 入学準備補助金につきましては、保護者負担軽減の観点から、平成 30 年度入学の児童生徒より、入学前支給を可能とし、定額支給に変更するとともに、領収書の提出を不要としております。また、国の補助単価と同額に支給額を増額しており、直近では令和 6 年度新入生より改定しています。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	4 9 0		
項目	障がい児が増大する中、特別支援学級等の人手が足りない。施設と人を抜本的に拡充すること。		
(回答) 教育委員会といたしましては、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置となるよう努めております。 教職員定数については、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいります。 また、各小・中学校設備の整備につきしては、校長からの要望をもとに関係担当と連携を図りながら、対応に努めているところです。 なお、校舎改修等については、全市的な計画から判断してまいります。			
担当	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当 電話：06-6208-9125
	教育委員会事務局	総務部	施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	4 9 1
項目	だれひとり取り残さず教育への権利を保障するため、夜間中学（学級）の拡充をすすめること。天王寺、文の里中学校の夜間学校（学級）は復元すること。
（回答） 本市では、中学校夜間学級を設置することにより、義務教育未修了等で入学を希望する人々の受け入れに努めております。今後も、中学校夜間学級における各校の実情を踏まえながら、適正に取り扱うよう進めてまいります。 また、令和6年より実施の中学校夜間学級の再編につきましては、文の里中学校と天王寺中学校の両夜間学級の小規模化や日本語指導を必要とする生徒の増加等の課題を解消し、教育活動の充実を図るためのものです。さまざまな意見を踏まえて、教育委員会会議において決定したものです。将来的に、入学希望者が増加するなどの状況が生じた場合は、全市的な状況をふまえて、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4 9 2
項目	憲法と子どもの権利条約にそって、教育専門家や教育関係者、子どもたちも含めた幅広く市民の英知を集め大阪市として、区としてそれぞれ 30 名規模の「教育審議会」（仮称）を設け、民意を反映した教育行政をすすめること。
（回答） 大阪市における教育行政は、その基本的な計画である「大阪市教育局振興基本計画」に基づき実施しております。この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定されるものですが、その内容については、学識経験者の意見を活用するとともに、パブリック・コメント等を通じて広く市民の皆様の幅広い意見を反映しながら、選挙で選ばれた市長が教育委員会と協議して案を作成し、市民の代表である市会の議決を経て決定することとされており、民意を反映した教育行政を実施するための制度が既に整備されているところです。 また、平成 27 年度からは区担当教育次長を設置し、区ごとに保護者・地域住民等の参画のための会議や区内各校長との意見交換を行う区教育行政連絡会を開催することで、保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとり、学校や地域の実情や課題に、より適応した取組を展開できるように進めているところです。 今後も、市民の皆様のご意見を反映するよう努めながら、教育施策の効果的な実施に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9013

番号	4 9 3
項目	子どもの権利条約を具体化する「大阪市子どもの権利条例」を制定すること。
(回答) 令和4年に子どもの権利を守るための基本的施策を定めた「こども基本法」が可決、成立したことを受け、今後は、子ども自身を含めたすべての人々が、子どもの権利を理解するとともに、これを尊重する社会にしていくことが求められています。 本市教育委員会では、平成6年5月の「児童の権利に関する条約」の発効を契機とし、日本国憲法をふまえ、全教育活動を通じ、幼児児童生徒が人格をもった一人の人間として尊重されるとともに、幼児児童生徒に対して自らの権利と他の人の人権を守る責任について正しく理解することをめざした教育を推進してまいりました。また、本市の人権行政基本方針及び人権行政推進計画に基づく、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を策定し、子どもの権利条約等、人権尊重の諸法令・条約の趣旨を踏まえて、個別の人権課題の1つとしての「子ども」の課題を示しています。 各学校園に対しては、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進について学習することの大切さを啓発し、それをふまえた「学校園における『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を作成するよう指示しています。個別の人権課題「子ども」はもちろんのこと、法務省・文部科学省において掲げられている個別的な人権課題等、昨今の多様な人権課題に対応すべく、平成30年度に「実施計画」を改訂し、本市を取り巻く人権課題の克服に向け、人権教育・啓発にかかる施策を総合的かつ効果的に推進しております。 また、児童の権利に関する条約に関わる教職員向けの研修資料や実践資料について、教職員ポータルサイトへ掲載しております。すべての学校園で活用できるようにさらに周知を進めてまいります。 今後とも、全市学校園に対しては、本条約の趣旨の周知徹底に努めるとともに、人権尊重の教育が一層深化・充実するよう指導に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-8128

番号	4 9 4
項目	法制化をテコにした「日の丸」「君が代」の押しつけをしない。憲法違反の「君が代強制条例」は撤回すること。
(回答) 国旗・国歌の指導については、小学校の学習指導要領では、「社会」において「我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること。」と示されており、「音楽」において「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」と示されております。 また、中学校の学習指導要領では、「社会」において「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることの理解を通して、それらを尊重する態度を養うよう配慮すること。」と示されております。 さらに、小学校・中学校ともに特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と示されております。 本市では、児童生徒に国旗・国歌を尊重する態度を育てる立場にある教員が、学習指導要領に基づき国歌を歌えるよう指導するとともに、自らも起立して国歌を斉唱することが教育の効果を高めるうえで大切であることから、教職員に起立・斉唱を義務付ける「大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」を平成24年2月29日から施行しております。 本市教育委員会といたしましては、国旗・国歌の指導について、学習指導要領に則り、国際社会を生きる自覚を涵養する観点から、その意義が理解できるよう今後も適切な指導に努めていきたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4 9 5
項目	「日本国憲法の原則」を踏みにじる「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史、公民教育を否める動きに反対し、日本国憲法を尊重し、真理と歴史の真実に基づく教科書採択、平和教育、主権者教育を引き続きすすめること。
(回答) 教科書採択につきましては、学校教育法において、義務教育諸学校が使用する教科書は、文部科学大臣の検定を経た教科書を使用しなければならないことと定められているとともに、「義務教育諸学校教科用図書検定基準」では、各教科共通の基本的条件として、「教育基本法第1条の教育の目的に一致していること」等が示されています。 また、同検定基準には、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること。」と示されているところです。 本市では、執行機関の附属機関に関する条例及び大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、選定委員会を設置しています。選定委員会は、教育委員会の諮問を受け、地区調査会（専門調査会・学校調査会）の調査研究の報告に基づき、教科用図書の調査及び研究を行い、各種目について特筆すべき点等を付して教育委員会に答申します。教育委員会はこの答申を参照し、採択権者の権限と責任において公正かつ適正に採択を行います。 また、社会科の指導にあたっては、学習指導要領の目標「公民として基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」等の達成に向けて、適切な教育課程を編成するよう、引き続き各校に対して指導と助言を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4 9 6
項目	教科書採択地区の細分化は教育の条理にもとづいておこなうこと。
(回答) 本市では、教科用図書採択地区の設定について、これまでの議論を踏まえ、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択となるよう検討を進めており、平成 30 年 12 月 25 日の第 27 回教育委員会会議において、令和 2 年度使用教科用図書の採択における採択地区については、ブロックごとに教科用図書の調査研究を行い、より現場の意見に則した教科書採択事務を進めることができるよう 4 地区と設定することを、大阪府教育委員会に要望し、承認が得られました。その結果、令和 2 年度使用小学校教科用図書の採択より、4 地区による採択を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	4 9 7		
項目	「同和教育」は終結する。「同和加配教員」は廃止する。		
(回答) 平成 13 年の大阪市同和対策推進協議会の意見具申では、「特別措置としての同和対策事業は終了すべき」とされており、平成 14 年 3 月末の法失効の後、一般施策を活用しながら、同和問題（部落差別）の解決に取り組んでいるところです。 法務省及び文部科学省は、取り組むべき個別の人権課題として同和問題（部落差別）や障がい者問題をはじめ 17 の人権課題を示しています。各学校園では、学校の実態に鑑み、課題を選択しながら計画性をもって人権教育に取り組んでいます。 また、平成 28 年 12 月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。その付帯決議では、教育及び啓発により新たな差別を生むことがないよう留意することや、真に部落差別の解消に資するものとなるよう内容や手法に配慮することが示されています。 教育委員会としましては、今後も課題の解決に向け、同和問題（部落差別）を人権問題という本質から捉えなおし、一人ひとりの子どもの個性を尊重するとともに、人権文化に満ちた学校や社会を創造していき、すべての子どもの自己実現をめざし、差別のない社会の実現をめざす豊かな心を育てる人権尊重の教育の深化・充実に努めてまいります。 同和加配については、平成 13 年度末をもって廃止されております。 なお、児童生徒支援加配につきましては、引き続き、より精緻に各校の実情・実態を把握し、効果的な配置に努めているところでございます。			
担当	教育委員会事務局 教育委員会事務局	指導部 教務部	教育活動支援担当 教職員人事担当 電話：06-6208-8128 電話：06-6208-9125

番号	4 9 8
項目	教育への政治介入を招く、区長が兼任の区担当教育次長は廃止すること。
(回答) 教育委員会は、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保するため、首長から独立した行政委員会の一つの機関として、教育行政を担当しております。 本市では「子育て・教育環境の充実」を掲げ、教育施策のさらなる充実をめざしており、これらの施策が全ての学校園で成果につながるよう、各校園の実情や課題に応じたきめ細やかな対応を講じる必要がございます。 そのため、学校や地域により近い所にある区長を区担当教育次長として兼任させ、保護者や地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとりながら、学校や地域の実情により適応した取組が展開できる分権型教育行政を推進してまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9013

番号	4 9 9
項目	中学校の部活動の地域移行にあたっては、行政として当事者である各学校、保護者地域、子どもたちの合意の下に、予算と人員を充分確保して行うこと。
(回答) 本市におきましては、令和 5 年度より部活動の地域移行モデル事業の運営を民間事業者 に委託して実施しており、今年度につきましてもさらに実施回数等を拡充するとともに、 関係者からのニーズを聴取し、今後の地域クラブ活動への移行について検討しているところ です。 また、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保という観点から、家庭 の経済力による体験格差とならないよう、スポーツ・文化芸術活動に係る費用（会費）の 支援方策等についても検討していく必要があると考えています。 指導者の確保につきましては、平成 30 年度から部活動指導員活用事業により部活動指 導員を配置し、学校の部活動指導体制の充実を図っております。 今後の学校部活動の地域移行（展開）の在り方につきましては、国の動向等を注視し、 市内の実情把握や関係部局と連携し、具体的な方策や方向性、スケジュール等丁寧なご説 明ができるよう、課題の検証を重ね、子どもたちにとって、持続可能なスポーツ・文化芸 術活動の機会の確保に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-8172

番号	4 100 ①
項目	1人あたりのスポーツにかかわる時間数と今後の計画的目標を示すこと。
(回答) 本市では、上位計画であるスポーツ庁策定の「第3期スポーツ基本計画」（令和4年度～令和8年度）をもとに、令和4年に「第2期大阪市スポーツ振興計画」（令和4年度～令和8年度）を策定しました。 「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツ参画人口拡大のため、施策目標として成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%になることをめざすとしており、全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で前向きで活力のある社会と絆の強い社会をめざすこととしています。 本市においては、「第2期大阪市スポーツ振興計画」において、週に1回以上、運動・スポーツを実施する成人の割合を65%とする目標を掲げ、計画を推進しております。引き続き誰もがスポーツを楽しみ、元気あふれる大阪のまちをめざしてまいります。	
担当	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課（スポーツ企画担当） 電話：06-6469-3863

番号	4 1 0 0 ②
項目	指導員の人数、体制待遇を明らかにすること、スポーツ指導員を増やし、指導員への援助を強める。
(回答) 本市では、市民のスポーツ実施率の向上をめざし、様々なスポーツ活動の普及・振興に積極的に取り組んでおり、大阪市スポーツ推進委員が地域スポーツ・レクリエーション活動の推進役、地域住民と行政をつなぐコーディネーター役として活動しています。 大阪市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条並びに大阪市スポーツ推進委員規則に基づいて大阪市教育委員会から委嘱される非常勤の公務員であり、令和 7 年 4 月 1 日現在、市内で 691 名、うち東住吉区で 44 名が委嘱されています。 大阪市スポーツ推進委員が担う役割は、市民のスポーツ実施率を向上させるために非常に重要であることから、本市としては、スポーツ推進委員が職務をより一層果たせるよう、今後も活動を支援してまいります。	
担当	経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課（スポーツ事業担当） 電話：06-6469-3882

番号	4 100 ③		
項目	気軽にできるバスケットゴールポストやスケボー場など引きつづき、適切なところに設置をすすめる。		
(回答) バスケットゴールポストの設置につきましては、市民の健康促進に寄与する施設であることから、過去に設置していたこともありましたが、夜間の使用による騒音問題などが発生し、近隣にお住まいの方々にご迷惑をおかけすることが多々ありましたため、原則新たな設置はしておりません。 また、スケートボード場の設置につきましても、周辺住民への騒音問題の配慮や利用者の安全性の確保等、行政として管理運営上の課題があるため、設置してきておりません。 なお、長居公園のスケートボード場につきましては、指定管理事業者の提案と費用負担の下、周辺への騒音・安全対策を講じた上で、指定管理事業者自身で設置及び管理運営を行っているものです。			
担当	建設局	公園緑化部	公園課
	建設局	公園緑化部	調整課（公園活性化担当）
			電話：06-6615-6864
			電話：06-6615-6723

番号	4 1 0 1
項目	市民の“宝”である、市音楽団の社団法人化撤回と文楽協会、大阪フィルハーモニー交響楽団の補助金削減は撤回すること。
(回答) 平成 25 年、市政改革の一環として音楽団条例廃止が議決され、平成 26 年 4 月より大阪市音楽団は一般社団法人に、平成 30 年には公益社団法人に移行しました。大阪市音楽団が 100 周年を超える歴史で培ってきた伝統と独自のサウンドは、全国に誇れる大阪市民の財産であるという認識のもと、大阪市は、音楽団が社会的、教育的役割を従来と変わらず果たせるよう経営の自立化、安定化をはかるため、平成 26 年度～28 年度、平成 30 年～令和 2 年度の間、財政的支援を寄付金により行ってまいりました。今後とも引き続き、さまざまな機会をとらえてその活動をひろく周知するなど、連携・支援に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06-6539-3347

番号	4 1 0 1
項目	市民の“宝”である、市音楽団の社団法人化撤回と <u>文楽協会、大阪フィルハーモニー交響楽団の補助金削減は撤回すること。</u>
(回答) 大阪ではぐくまれた伝統芸能である人形浄瑠璃文楽や、大阪フィルハーモニー交響楽団等が生み出す質の高いクラシック音楽は、大阪の誇る芸術文化であると認識しており、本市では、その普及、振興のため様々な施策を行ってまいりました。文楽協会及び大阪フィルハーモニー協会に対する団体運営助成もその一環として行っていたものです。 しかしながら、市政改革の動きの中、行政の価値判断のみによる特定団体への運営補助は廃止とし、文化団体への支援は、公募を基本とした事業補助に転換を図ることとなりました。これをうけて、文楽協会、大阪フィルハーモニー協会への団体運営補助は平成２６年度をもって廃止しましたが、一方で、芸術文化活動に対する事業助成制度を平成２７年度より大幅に拡充しました。 加えて、ふるさと納税の枠組みを使った寄付制度「なにわの芸術応援募金」を創設し、市民が自ら支える芸術分野を選択できるとともに、芸術文化団体が自らの努力により助成金を獲得できる仕組みを整備したところでございます。 今後も、外部有識者の評価、意見等も踏まえながら、引き続き、文楽やクラシック音楽を普及・振興するための事業の実施、環境の整備に努めてまいりたいと考えております。 (下線部について回答)	
担当	経済戦略局 文化部 文化課 電話：06-6469-5174

番 号	4 1 0 2
項 目	大阪市立大学と大阪府立大学の統合再編（大阪公立大学）は中止し、大学関係者、市民の声を幅広く聞く場を設けること。軍事協力は行わないこと。すべての学生の授業料無償化をすすめること。
（回答） 大阪市立大学及び大阪府立大学は、有為な人材の育成、研究成果の還元などを通じて、大阪の成長や都市魅力向上などに貢献してきましたが、少子高齢化、大学間競争の激化を受け、より一層魅力ある大学への変貌が求められるとともに、これまで以上に大阪の成長に貢献していくことが必要となっていることから、両大学を統合することとし、「大阪公立大学」として令和4年4月に開学しました。大阪公立大学においては、大学の基本機能の一層の強化を図るとともに、新たに「都市シンクタンク」「技術インキュベーション」の2つの機能をそなえ、大阪の都市課題の解決や産業力強化など、大阪の発展に寄与する「知の拠点」をめざしています。大阪公立大学が魅力ある大学となるよう、学生をはじめとした様々な関係者の意見も取り入れ、大学を運営する公立大学法人大阪とも緊密に連携を図りながら、府市一体となって取り組みを進めてまいります。 また、大阪公立大学憲章において、「人類の平和と社会の持続的な発展に資するとの認識に立脚し、大学のもつ積極的な教育・研究・社会貢献等の諸活動により、世界に飛躍する地域の信頼拠点として、大都市大阪ひいては国際社会の発展に寄与する、人々にとって誇りある大学を目指す」としており、大阪公立大学としては、この憲章のもと日々の教育研究活動を遂行しております。 授業料等の負担軽減については、「大学等における修学の支援に関する法律」が可決されたことより、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対して授業料及び入学料の減免制度が実施されるとともに、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金が拡充されています。 また、国の修学支援制度に加え、大阪府独自の支援制度によって、授業料及び入学料の減免を実施しています。大阪公立大学・大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校に入学・進級する学生の授業料等の完全無償化をめざし、所得制限及び資産要件を令和8年度に向け段階的に撤廃します。 さらに、大学独自の減免制度として、これらの制度の申請対象から外れる学生を対象に、経済的理由のため授業料を納付することが困難な者等に対しての授業料減免制度を設けています。	
担当	副首都推進局 公立大学法人担当 電話：06-6208-8884

番号	4 1 0 4
項目	市立高校の財産（約 1 5 0 0 億円）は市民のために守り、活用すること。
（回答） 令和 2 年度の市会における条例改正案の審議時に、高校移管に伴う譲渡財産の取扱いの基本的な考え方についても併せてご審議いただいたところでございます。可決にあたり、附帯決議が付されたことも踏まえ、譲渡財産が今後の府立学校の教育の充実に確実に活用されるように努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9013 教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9084

番号	5 105、106		
項目	「大阪市廃止、特別区設置制度」（大阪都構想）否決の市民の意思に基づいて、政令市としての大きな権限と財源を生かし、現行24区を基本に、住民自治の拡充など区民、市民の声をふまえた区政、市政をすすめること。 「大阪都構想」簡易版である「広域行政一元化」、合区を前提とした「8区総合区」などの制度いじりは、住民投票による市民の意思に反し、撤回すること。		
（回答） 大阪市では、令和2年11月の住民投票で特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）が否決されたことを受け、大阪市の存続を前提に、副首都・大阪の実現に向け、過去の二重行政に戻すことなく、府市連携を強固にしていくことが必要と考え、令和3年4月1日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行しました。この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めているものです。 なお、総合区制度については、現在議論はされておられません。			
担当	副首都推進局 事業再編担当 電話：06-6208-8864 市民局 区政支援室 区業務改革担当 電話：06-6208-7621		

番号	5 108
項目	福祉、くらし、教育切り捨ての「市政改革プラン」を撤回し、区民・市民のためのサービス向上、区政、市政の民主的運営をすすめること。
(回答) 今後大阪市においても、高齢社会の進展による社会保障費等の義務的経費の増、多様化・複雑化する地域福祉課題への対応の必要性、子育て・教育環境の充実に向けた施策実施の必要性、公共施設の老朽化に対応する改修・修繕等に係る経費の増、自然災害や感染症など多発する危機事象への備えの必要性、地域コミュニティの組織基盤強化の必要性などが見込まれています。 こうした状況に鑑みると、成長戦略による税収確保とともに、持続可能な財政構造を構築し、また、社会・地域課題に対応する市民サービスの充実を図るため、たゆみなく市政改革に取り組む必要があります。 「新・市政改革プラン」では、今後、社会環境が急速に変化していく中でも、本市が更なる大阪の成長や市民サービスの拡充に向けて政策を推進し、将来にわたり豊かな大阪を実現するため、「未来へつなぐ市政改革」として取組を進めることとしています。	
担当	市政改革室 改革プラン推進担当 電話：06-6208-9885

番号	5 109
項目	教育行政に民意を生かすため、教育委員の（準）公選制をすすめること。 教育の主体である子ども、教職員、父母、市民から幅広く意見を聞き、開かれた民主的な教育行政をすすめること。
（回答） 教育委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、市長が市会の同意を得て任命しております。また任命にあたりましては、同条第4項及び第5項により委員の年齢、性別、職業、所属政党等に著しい偏りが生じないように配慮しております。今後も法律の規定にのっとり進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 教育政策課 電話：06-6208-9014

番号	5 1 1 0
項目	大阪市の職員が、憲法に基づく全体の奉仕者から一部の奉仕者に変質する「職員基本条例」「政治活動制限条例」「労使関係条例」は撤回すること。
(回答) 「大阪市職員基本条例」については、地方公務員法に定められた人事行政に関する根本基準を厳格に運用し、能力と実績に応じた人事の徹底、意欲と誇りにあふれる職員が市民のために全力を尽くすことができる組織の実現を目指し、制定しました。 「職員の政治的行為の制限に関する条例」については、職員の政治的行為を国家公務員並みに制限することで職員の政治的中立性を保障し、行政の公正な運営を確保し、市民に信頼される市政を実現することを目的に制定しました。 「大阪市労使関係に関する条例」については、不適正な労使関係の解消に向け、労使間の交渉のオープン化・記録化による徹底した透明性の確保や管理運営事項の意見交換の禁止などの労使間の交渉ルール及び適正かつ健全な労使関係の確保に向けた具体的な措置等を定めるため制定しました。 本市としては、これらの条例を適切に運用することで、市民からの信頼の確保に努めてまいりたいと考えています。	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7516

番号	5 1 1 1
項目	区長は「住民の、住民による、住民のため」の区政をすすめる上で、自らさまざまな住民の要求、要望を真摯に聞く場を「区政会議」だけでなく気軽に設けること。またその実現のため区長へ予算の財源、権限を拡充すること。
(回答) 本市では、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」や「団体との協議等のもち方に関する指針」により、市民の皆様や団体からご意見やご要望をお聞きする制度を設けています。「市民の声」として寄せられましたご意見等は当該所属から直接市民に誠実に回答し、市民への説明責任を果たすことで、市政に対する信頼を高めるよう努めております。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9683

番号	5 1 1 2
項目	幅広い区民の意見を集約するため「区政会議」を抜本的に改善し、50名規模の推薦・「公選」の地方自治法上（252条の20）の「区地域協議会」にするなど住民参加の区政をすすめること。
(回答) 東住吉区の区政会議では、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第4条第3項の趣旨に鑑み、区内で公益的活動を行う地域団体や区内の企業、教育機関、有識者のほか、全委員の3割を占める6名の方を公募委員として委託しております。 また、事前に会議の開催日時や場所、議題等を報道発表するとともに、会議の資料や議事録は区役所ホームページにすみやかに公表しております。 区民のみなさまからご意見をいただいたうえで策定した「東住吉区将来ビジョン(2021-2025)」、「東住吉区まちづくりビジョン」を実現していくため、区政会議につきましては、住民参加型の区政運営の実現という本来の趣旨、目的が達成されるよう、運営に改善を加えつつ取組を進めてまいりたいと考えております。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9976

番号	5 1 1 3
項目	気候危機打開や「SDGs」推進のため、(仮称)「気候市民会議」を設置すること。
(回答) 本市は、2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現を長期目標に掲げ、令和4年10月に策定し、令和6年5月に改訂した「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕(改定計画)第2版」に基づき、すべての主体の参加と連携・協働のもと、市域における温室効果ガス排出量削減に取り組み、SDGs(目標13(気候変動に具体的な対策を)など)に貢献することとしています。 本市では「なにわエコ会議」など、市民、事業者・経済団体、環境NGO/NPO、学識経験者とのパートナーシップを強化し、地球温暖化防止をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を協働で推進しています。 今後も引き続き、市民の皆さんをはじめとするすべての主体の参加と協働のもと、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進してまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3491

番号	5 1 1 4
項目	区役所窓口の区民サービスを改善し、民間委託をやめ、正規職員の大幅増員と予算を確保すること。
(回答) 大阪市では市民サービスの向上と効率的な業務運営に向け、民間活力を活用できる業務については民間事業者への委託を進めており、東住吉区役所においても住民情報の窓口業務につきましては、業務委託を行っています。 区役所職員を含む市長部局の職員数については、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」の取組期間中においては、本市重点施策の推進に係る増員や臨時的増員等、市長が特に必要と認める場合を除き、原則として増員しないこととしています。一方で、事務の集約化等を通じた効率化により、新たなマンパワーを創出し、行政ニーズに対応できる体制の構築を図っていくこととしています。 区役所職員の配置につきましては、区役所全体の人員マネジメントを適切に行いながら、行政ニーズに応じた適正な職員配置を行っております。 区役所業務について、効率化を進めながら区民サービスの充実に努めるため、「東住吉区役所おもてなしプロジェクト」を推進し、待合スペース等のアメニティや接遇・説明能力の向上などに取り組み、区民の皆様により便利で快適な区役所をめざしています。 さらに、窓口サービスの改善を図るため、住民情報や保健福祉の窓口に来庁された区民の皆様の手続きがスムーズに進むよう、窓口や申請書の記載方法等を案内するフロアマネージャーを配置し、丁寧な対応に努めております。 今後とも、窓口サービスの改善に取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 総務課 電話：06-4399-9625

※ 市政外もしくは、所属が特定できない項目

1 (2)	4	⑪
1 (3)	2 0	①
1 (4)	3 1	
1 (5)	4 9	
1 (5)	5 5	
1 (5)	5 6	①、②、③
1 (5)	5 7	
2	6 2	
4	7 7	
4	1 0 3	
5	1 0 7	
5	1 1 5	